

## 第2編 災害予防計画



## 第2編 災害予防計画

第1章 河川防災計画 【都市整備課、県土整備部（河川課）】 .....	1
第2章 砂防防災計画 【都市整備課、県土整備部（砂防課）】 .....	3
第3章 山地防災計画 【都市整備課、農林整備課、農林振興課、県農林水産部（森林整備課）】 .....	4
第4章 地すべり防止計画 【都市整備課、農林整備課、県土整備部（砂防課）、県農林水産部（農業農村整備課）】 .....	5
第5章 急傾斜地崩壊防止計画 【都市整備課、農林整備課、県土整備部（砂防課）】 ..	6
第6章 内水排除計画 【都市整備課、下水道課、まちづくり課、県土整備部（河川課・下水道課）】 .....	7
第7章 ため池防災計画 【農林整備課、県土整備部（砂防課）、県農林水産部（農業農村整備課）】 .....	8
第8章 道路防災計画 【都市整備課】 .....	9
第9章 火災予防計画.....	12
第1節 火災予防計画 【消防本部、伊都消防組合消防本部、危機管理室】 .....	12
第2節 林野火災予防計画 【消防本部、伊都消防組合消防本部、農林振興課】 ....	14
第10章 都市防災化計画 【まちづくり課、建築住宅課、関係部課、関係機関】 .....	16
第11章 建造物災害予防計画 【建築住宅課、消防予防課、施設管理者】 .....	18
第12章 宅地災害予防計画 【まちづくり課】 .....	20
第13章 盛土防災計画 【まちづくり課、関係機関】 .....	21
第14章 下水道施設災害予防計画 【下水道課】 .....	22
第15章 上水道施設災害予防計画 【水道経営課、水道施設課、危機管理室】 .....	23
第16章 文化財災害予防計画 【生涯学習課、消防本部、伊都消防組合消防本部】 ...	25
第17章 危険物等災害予防計画 .....	27
第1節 危険物災害予防計画 【消防本部、伊都消防組合消防本部、県危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】 .....	27
第2節 火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画 【消防本部、伊都消防組合消防本部、近畿経済産業局、県危機管理部（危機管理消防課）】 .....	30
第3節 毒物劇物災害予防計画 【県福祉保健部（薬務課）】 .....	31
第4節 放射性物質事故災害予防計画 【県危機管理部】 .....	32
第5節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画 【消防本部、伊都消防組合消防本部、県危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】 .....	35
第6節 有害物質流出等災害予防計画 【生活環境課、危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】 .....	36
第18章 公共的施設災害予防計画 .....	37

第1節	公衆電気通信施設災害予防計画	【NTT 西日本株式会社和歌山支店、NTT ドコモビジネス株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】	37
第2節	電力施設災害予防計画	【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所）、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社（橋本送変電事業所）】	39
第3節	大規模停電災害予防計画	【危機管理室】	40
第4節	プロパンガス施設災害予防計画	【大阪ガスネットワーク株式会社】	41
第5節	鉄道施設災害予防計画	【西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】	42
第19章	航空災害予防計画	【危機管理室】	44
第20章	農林水産関係災害予防計画	【建設部、経済部、県農林水産部（農林水産総務課）】	45
第21章	防災救助施設等整備計画		47
第1節	消防施設整備計画	【消防本部、伊都消防組合消防本部】	47
第2節	水防施設整備計画	【危機管理室、都市整備課、農林整備課、消防本部】	48
第3節	救助物資等備蓄計画	【上下水道部、介護保険課、危機管理室、県、関係機関】	49
第4節	防災施設等の整備計画	【危機管理室、生活環境課、環境美化センター、市民課、健康福祉部、建設部、消防本部、伊都消防組合消防本部、関係部課、関係機関】	54
第22章	防災設備整備計画	【危機管理室、消防本部、関係機関】	59
第23章	防災訓練計画	【関係部課、関係機関】	60
第24章	防災知識普及計画	【危機管理室、健康福祉部、教育委員会、関係部課、関係機関、学校】	62
第25章	自主防災組織整備計画	【危機管理室、経済推進部、消防本部、伊都消防組合消防本部、事業所】	66
第26章	災害時救急医療体制確保計画	【健康福祉部、消防本部、市民病院、伊都消防組合消防本部、関係機関】	68
第27章	避難行動要支援者対策計画	【危機管理室、健康福祉部、建設部、企業誘致室、シティプロモーション課、消防本部、市民病院、社会福祉協議会、関係機関】	71
第28章	ボランティア活動環境整備計画	【危機管理室、健康福祉部、地域振興室、社会福祉協議会】	76
第29章	企業防災の促進に関する計画	【危機管理室、企業誘致室、産業振興課】	79
第30章	廃棄物処理にかかる防災体制の整備	【生活環境課、環境美化センター】	80
第31章	総合的防災体制の確立		82
第1節	防災体制の整備	【危機管理室、関係部課、関係機関】	82
第2節	防災資機材等の整備点検	【危機管理室、建設部、総務部、消防本部】	84

第3節 受援・応援体制の整備	【危機管理室、職員課、県危機管理部(防災企画課)、関係部課、関係機関]	86
第4節 防災調査の実施	【危機管理室、建設部、経済推進部、消防本部、関係機関]	88



# 第1章 河川防災計画 【都市整備課、県土整備部（河川課）】

豪雨時の河川の氾濫や洪水による破堤などの水害から、市民の生命・財産を守るため、河川の改修整備を行う。ただし、治水事業は、長期にわたる努力と巨額の経費を必要とするため、管理する河川の実態調査を行い、緊急度の高いものから年次計画をもって逐次改修整備を図る。また、同時に水防施設・設備の充実と水防監視体制の強化に努める。

## 1 河川改修事業の推進

- ア 市は、管理する準用河川・普通河川について、改修事業の必要箇所の調査を行い（河川台帳の整備を含む）、防災上緊急性の高いものから順次実施し、開発事業と調和のとれた河川改修事業を行う。また、国・県に対し、一級河川の改修について積極的に要望活動を行う。
- イ 県は、管理する一級河川について、逐次、河川を改修整備する。
- ウ 被害箇所の災害復旧事業を推進し、水害の再発防止に努める。

## 2 水防施設の点検・整備

- ア 一級河川に流入する中小河川や水路等の支川では、本川水位が高いため、自然流下が不可能な場合に備えて、市は排水施設及び遊水池の整備に努める。  
なお、開発や農地転用を行う場合には、排水路の排水処理能力を十分に検討した上で行うよう、関係部局と調整を行う。
- イ 既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設を点検・整備する。
- ウ 平時から、主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討しておく。
- エ 国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所が策定する「紀の川水系河川整備計画」及び県が策定する「県管理河川整備計画」との整合を図りながら、橋本市域における治水対策を着実に推進する。

## 3 洪水ハザードマップの周知等

市は、平時から河川氾濫による被害のおそれがある地域住民に対して、資料提供やパンフレット配布による浸水危険箇所の周知や防災知識の普及に努める。

## 4 ダム管理事務所との連絡体制の強化

紀ノ川の上流部にあるダム管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所轄振興局建設部、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡する。

河川法第46条による通報により、各ダムの設定者は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、政令で定めるところにより、同条の規定による観測の結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

河川法第48条による通知により、各ダムを設置する者は、ダムを操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を

防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

市は、紀の川の上流部にあるダム管理事務所と密接な連絡をとり、事前放流により大雨時の放流調整ができるよう連絡体制の強化に努める。

特に、奈良県川上村に所在する大滝ダムは、紀の川流域における洪水調整を目的とした多目的ダムであり、水害軽減に寄与している。市は、国等と連携し、大滝ダムの洪水調整機能などに関する情報共有を図るとともに、ダムの耐震性及び放流に関する最新情報の提供を受ける体制を整備する。

なお、ダムの耐震性に関する情報や決壊した場合の浸水想定も不明であることから、県を通じ管理者に情報提供を求めるとともに、浸水想定に基づく避難計画の策定を検討する。

## 5 大規模氾濫減災協議会等との連携

河川対策の推進にあたっては、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」（紀の川上流部・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会）、「和歌山県大規模氾濫減災協議会」、「紀の川流域治水協議会」等を活用し、流域全体のあらゆる関係者が協働し、「紀の川水系流域治水プロジェクト2.0（氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策）」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

また、他の防災機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

## 第2章 砂防防災計画 【都市整備課、県土整備部（砂防課）】

市は、県が行う荒廃した山地や溪流からの土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から、生命・身体及び財産を守るための事業の進捗を促進し、事業遂行に協力する。

- ア 荒廃山腹からの土砂の生産を抑制するための山腹工事
- イ 上流山地より流出する土砂を調整し山脚の固定を図る堰堤工
- ウ 溪流の河床安定を図り、縦横浸食を防止するための溪流保全工
- エ 土砂災害（特別）警戒区域（土石流）における総合土石流対策
- \*土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

【資料編 P-22 参照】

### 1 砂防事業の推進

市は、県が行う土砂災害（特別）警戒区域（土石流）などの砂防指定や、砂防設備の整備の推進に協力する。また、市は当面对策工の整備が進まない土砂災害（特別）警戒区域（土石流）については、警戒避難体制の整備を図る。

県は、土砂・洪水氾濫による被害が想定される流域において、効果的な施設配置を検討し、対策を進める。また、県は既存の砂防設備の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

### 2 砂防指定区域内の行為制限

県は、土砂災害（特別）警戒区域（土石流）内では、次の行為を制限する。

- ア 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は排除
- イ 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更
- ウ 土石の採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄
- エ 竹木の伐採又は樹根の採取
- オ 土石又は竹木の滑下又は地引による搬出
- カ 家畜の放牧又はけい留
- キ 火入れ

### 3 警戒区域等の周知等

県は、土石流が発生するおそれのある土砂災害（特別）警戒区域（土石流）について標識を設置する。

市は、地域住民に対して、資料配布等による警戒区域等の周知や防災知識の普及に努める。

## 第3章 山地防災計画

【都市整備課、農林整備課、農林振興課、県農林水産部（森林整備課）】

県は、山地の土砂流出を防ぎ山林の保全を図るとともに、下流域の水害防止のうえからも山のもつ保水機能の維持・向上を図る各種の施策を行う。

また、林道は、山間住民の日常生活道路又は災害時の避難及び資機材運搬道路として重要であり、法面・路肩の崩壊などの防止及び早期災害復旧のための体制強化に努める。

- ア 復旧治山、予防治山を促進するとともに、開発行為に際しては治山施設等に十分注意した指導・監督を行う。
  - イ 複層林・育成天然林の整備を図り、民有林を中心とした造林活動を促進し、保育間伐事業や枝打ち事業の助成制度の拡充に努める。
  - ウ 山地災害危険地区等、山地災害を招くおそれのある危険箇所を把握するとともに、各種対策事業の実施整備に努める。
  - エ 自立的な防災・復興活動の体制を維持し、森林や農地等の適切な保全管理を図るため、農山村における地域コミュニティの維持・管理を推進する。
- \*山地災害危険地区【資料編 P-23 参照】

## 第4章 地すべり防止計画

【都市整備課、農林整備課、県土整備部（砂防課）、県農林水産部（農業農村整備課）】

市は、地すべり災害による被害を未然に防止又は軽減するため、県の地すべり防止工事の実施に協力するとともに、災害に備え、県と一体となって、通報体制、警戒避難体制及び情報収集体制の確立を図るものとする。

### 1 地すべり防止事業の推進

地すべり被害を未然に防止するために行われる事業は、防災上、重要なものであることから、県の施策及び事業に協力する。また、県は、既存の地すべり防止施設の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

### 2 地すべり防止区域内の行為制限

県は、地すべり防止区域内では、次の行為を制限する。

- ア 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為
- イ 地表水の放流、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為
- ウ のり切り又は切土
- エ ため池、用水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良
- オ その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為

### 3 土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）の周知等

- ア 防災意識の普及・向上のため、土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）の周知及びパンフレットの配布等の情報提供、住民説明会や防災訓練、防災教育等を、関係機関を通じて実施するとともに、災害時の避難等の警戒体制について、関係機関と十分に調整しておくものとする。
  - イ 地すべりの動きに新たな兆候が見られるときは、直ちに、関係機関に通報し、必要な措置をとるものとする。
  - ウ 地震又は豪雨等が発生し、危険と考えられるときは、土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）につき、緊急現場調査、問い合わせ調査を行うことができる態勢とする等、早期に危険が把握可能な体制づくりを推進する。
- \*土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

【資料編 P-22 参照】

## 第5章 急傾斜地崩壊防止計画

【都市整備課、農林整備課、県土整備部（砂防課）】

市は、県と連携し、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命・身体及び財産を保護するため、対策工等の整備により急傾斜地の崩壊を防止するとともに、崩壊に対する警戒避難体制を整備する。

### 1 急傾斜地崩壊防止事業の推進

ア 市は、急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、積極的に急傾斜地崩壊対策事業を推進する。また、県は、既存の急傾斜地崩壊防止施設の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

イ 県は、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）など崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、急傾斜地崩壊危険区域として指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

### 2 土地の保全計画

急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者・管理者又は占有者は、その土地の維持管理において崩壊防止に努める。急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者は、被害の防止・軽減のために必要な措置を講じる。

### 3 急傾斜地崩壊危険区域内の行為制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域内では、崩壊を予防するため、次の行為を制限する。

- ア 水を放流し、又は停滞させる行為、その他、水の浸透を助長する行為
- イ ため池・用水路、その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設もしくは工作物の設置又は改造行為
- ウ のり切り・切土・掘削又は盛土行為
- エ 立木竹の伐採行為
- オ 木竹の滑下又は地引きによる搬出行為
- カ 土砂の採取又は集積行為
- キ その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

### 4 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）の周知等

市は、平常時から崩壊による被害のおそれがある地域住民に対して、資料提供やパンフレット配布による土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）の周知や防災知識の普及に努める。

\*土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

【資料編 P-22 参照】

## 第6章 内水排除計画

【都市整備課、下水道課、まちづくり課、県土整備部（河川課、下水道課）】

浸水対策として、河川改修はもちろん、水路・側溝の改修に加えて、雨水の流出抑制や浸水危険地域の土地利用規制など総合的な治水対策を実施する。

### 1 水路等の整備

水路の改修整備を推進するとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て平常時から危険箇所の把握に努める。

- ア 道路の側溝は、年次的に新設及び改良整備を行う。
- イ 水路等は、区・自治会等と協調し清掃を行う。

### 2 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が河川や、水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、雨水の流出抑制施設の整備に努める。

- ア 遊水池の整備
- イ 防災調整池の整備
- ウ 公共施設や公共空地等における雨水貯留施設の整備
- エ 透水性舗装や雨水浸透柵の施工・設置の推進

### 3 土地利用規制等の検討

長期的な展望と防災重視の観点から、河川沿いや低湿地等の水害危険地での浸水時の被害軽減を図るために、土地利用等について検討する。

### 4 洪水ハザードマップ等の周知等

- ア 浸水の要因の一つである河川・水路へのごみ等の不法投棄を防止するため、市民への啓発を強力に行う。
- イ 水防法の改正に伴い、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面が公表されたことにより、市は洪水ハザードマップや内水浸水想定区域図を作成し、情報の周知及び避難体制の整備を図る。

## 第7章 ため池防災計画

【農林整備課、県土整備部（砂防課）、県農林水産部（農業農村整備課）】

市内には、現在、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）」が177箇所ある。これらのため池の決壊等による災害を防止するため、保守・点検調査を積極的かつ継続的に行い、必要に応じて施設の改良・補強を行うとともに、水防監視体制の強化に努める。

### 1 ため池等整備事業の推進

市は、主要な防災重点農業用ため池について、定期的に点検調査を行い、各管理者に危険箇所の対策指導を行うとともに、老朽化等により危険なため池については、国・県の補助等による整備事業の推進を図る。

\*農業用ため池重要水防箇所【資料編 P-19 参照】

### 2 水防監視体制の強化

ア 防災重点農業用ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により住民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。

イ 市は、気象状況及び防災重点農業用ため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、土地改良区・水利組合・消防機関・地域住民の協力を得て、巡視など監視体制の強化を図る。

### 3 ため池ハザードマップの作成・公表

地震や台風等による大雨により、ため池が決壊した場合の氾濫解析を行い、ため池氾濫の危険性を正しく住民に周知するとともに、被害の未然防止や軽減を図ることを目的として、市内196池を対象としたため池ハザードマップを作成し、市ホームページ等で周知を図る。

## 第8章 道路防災計画 【都市整備課】

### 1 道路・橋梁の整備

道路は、人や物流などの輸送機能を有するだけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性など多くの機能を有する。

市は、防災機能の観点から道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。また、国道及び県道に関しては、緊急輸送ルート確保を早期かつ確実に図るため、各管理者に対して、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備推進を要請する。

#### (1) 道路、鉄道等主要な施設の耐震化

各施設管理者は、道路、鉄道等の主要な施設について、必要に応じて速やかに耐震点検を行うなど、耐震化等の対策を計画的かつ継続的に実施するよう努めるものとする。

#### (2) 都市計画道路の整備

地域間及び地域内の主要な道路となる都市計画道路については、災害時の緊急輸送路、避難路として重要な施設であることから、その整備を推進する。

また、既成市街地の区域においては、都市計画道路以外の道路についても、主要な区画街路を設定し、避難路として活用できるよう整備を推進する。

#### (3) 道路の整備等

##### ア 道路整備計画

##### (ア) 市街地等

延焼遮断効果を高め、市民の避難を助け、災害時に災害応急対策活動を効果的に行うため、次のことを行う。

- a 都市計画街路事業の推進を図る。
- b 生活道路の整備を促進して、細街路の解消に努める。
- c 避難路の整備を図る。

##### (イ) 農地部及び山間部

道路交通の安全と、円滑な運行を確保し、併せて災害に強い道路を整備するため、落石等の危険箇所に対して、植生工、モルタル吹付工、落石防止網、防止柵工、落石覆工、拡幅、線形改良等の事業を実施し、整備を図る。

##### イ 道路補修維持

既設の道路については、震災による盛土、切土の損壊防止及び豪雨による溢水等路面流出の防止に努めるほか、道路舗装を推進し、常に道路の補修及び維持を図る。

#### (4) 危険箇所の事前調査

ア 道路、橋梁の危険箇所を把握するため、危険箇所を適宜巡視する。

イ 災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに関係機関に通報し、必要な措置を講ずる。

### (5) 橋梁の整備

橋梁は、防災活動等の寸断防止上、重要なものである。出水期に流失等のおそれがある橋梁については、架替えや維持補修（橋脚補強）等について、市をはじめ、各橋梁管理者の整備を促進するとともに、地元住民に警戒を促す。

なお、橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性に十分配慮して整備を行う。既設の橋梁で老朽化の進んでいるもの及び耐荷力の不足するものは、架替え、補修等の整備促進を図る。

### (6) 防災上重要な道路における交通確保対策

避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者と連携を図り無電柱化の推進を図る。

### (7) アンダーパス対策等

豪雨等の災害によりアンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進し、事故防止に努める。

また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

### (8) 道路啓開対策

自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

また、被災した道路の啓開作業を迅速に行うため、国、県等の関係機関との連携を図り、必要な建設機械や仮設資材の確保及び資材置場の整備を進めるとともに、市内建設業者や市内建設協会との協力体制の更なる構築と、市外からの受援体制の構築を図る。

## 2 緊急輸送道路の整備

災害時の救助活動、生活必需品等の救援物資の輸送等を円滑に図るために、緊急輸送道路等を確保する。

### (1) 道路整備の基本方針

- ア 広域道路網の耐震化に重点を置いて、国及び県に整備を働きかけるとともに、市管理道路についても整備を図る。
- イ 指定された緊急輸送道路に対して、国及び県に整備を働きかけるとともに、市管理道路についても整備を図る。
- ウ 避難場所をはじめ、市内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。
- エ 災害時における医師、負傷者、医薬品、医療防災資機材等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路の整備に努める。
- オ 大災害の場合の物資補給ルートを確保するため、流通拠点と市街地を結ぶ市内の重要な緊急輸送道路の整備を国及び県に働きかけるとともに、市管理道路についても整備を図る。
- カ ヘリコプター予定発着地と緊急輸送道路、防災拠点のアクセスの整備を図る。  
\*緊急輸送道路【資料編 P-31 参照】

### (2) 緊急輸送道路整備計画

災害発生時に備えて、緊急輸送道路の整備を国に働きかける。

- ア 紀の川緊急用河川敷道路 国土交通省  
災害発生時において河川施設の災害復旧のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送等のルート多重性並びに代替性を確保するため、紀の川における緊急用河川敷道路の整備を国に働きかける。
- イ 広報  
緊急輸送道路等の緊急輸送施設については、災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民等に対して、その周知徹底を図る。
- ウ 交通取締り  
突発的な災害に備えて、警察署に協力を要請し、平常時から緊急輸送道路及び避難路について、交通取締りの強化に努める。

## 3 道路事故災害の予防対策

道路事故災害が発生した場合、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備し、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

また、突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図り、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

さらに、市は県、防災関係機関、関係事業者と協力して事故災害を想定した防災訓練を実施するとともに、市職員、住民を対象に、事故発生時にとるべき行動や避難場所等の防災知識の普及を図る。

## 第9章 火災予防計画

### 第1節 火災予防計画 【消防本部、伊都消防組合消防本部、危機管理室】

火災の発生を未然に防止し、また、一旦火災が発生した場合に被害の軽減を図るため、火災予防体制の整備充実を図る。

#### 1 火災予防体制の確立

##### (1) 出火の防止

- ア 住民の出火防止意識の向上  
区・自治会、自主防災会、防火委員会等の各種団体を対象とした出火防止のための教育を実施し、出火防止意識の向上を図る。
- イ 火気使用設備・器具の安全化  
感震ブレーカー、耐震自動消火装置付ストーブやLPガスボンベ等の転倒防止策の実施を促進する。
- ウ 危険物施設等の安全化  
地域内の危険物施設等の把握、危険物の安全取扱いと適正管理について、事業所関係者に対する教育・指導、防災資機材の整備の促進、立入検査の実施等による出火及び流出防止対策の実施を促進する。
- エ 自家用電気設備の安全化  
変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備に対する点検、整備及び耐震不燃化対策の実施を促進する。
- オ 化学薬品等の安全化  
化学薬品等の取扱施設の把握、学校、病院、研究所等の関係団体に対する保管時の転倒防止措置、適正配置の指導及び保管施設の耐震不燃化を促進する。
- カ ガスの安全化  
ガス事業者及び消費者を対象としたガスの安全管理のための研修会等を実施し、火災爆発等の災害防止に努める。

##### (2) 初期消火対策

- ア 家庭への住宅用火災警報器及び消火器具の普及を促進する。
- イ 防火対象物等における消防用設備の耐震化を促進する。
- ウ 訓練等により、住民及び事業所の初期消火体制の充実強化を図る。

#### 2 情報の収集・連絡体制の整備

大規模な火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

### 3 火災予防のための指導・広報活動等

#### (1) 防火対象物

災害対策基本法第59条の規定による事前措置の即時対象となる防火対象物の管理者等に対する火災予防を含めた災害予防を徹底するため、消防法第4条の規定に基づき当該対象物に立ち入り、状況を検査（調査）し、指導の強化を図る。

##### ア 防火管理体制の整備

不特定多数の者が出入りする旅館、ホテル、病院等の防火管理体制の確立を図るため、消防関係法規の周知、対象物の実態に即した消防計画の作成指導、消防訓練指導及び消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検指導及び自衛消防隊の充実・促進の指導を徹底する。また、消防法施行令第4条の2の2第1項第1号の防火対象物の防火管理者に対して再講習を実施する。

##### イ 消防用設備等及び特殊消防用設備等の適正管理

火災の早期発見、初期消火及び避難のため、消防用設備等及び特殊消防用設備等の適正な維持管理を図り、収容者の安全を確保する。

#### (2) 予防広報活動

市民の防火意識の高揚を図るため、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、火災の未然防止、初期消火及び早期通報・避難について、各種広報を展開する。具体的な手段は、次のとおりである。

- ア 春秋火災予防運動
- イ 危険物安全週間
- ウ 文化財防火デー
- エ 街頭広報、巡回広報
- オ 市広報紙及び消防リーフレット
- カ 住民訓練等の実施
- キ ホームページ、SNS等

## 第2節 林野火災予防計画

【消防本部、伊都消防組合消防本部、農林振興課】

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

### 2 監視体制の強化

平常時から火入れ等に関する許可取得や届出義務の奨励により監視体制の強化に努めるとともに、気象情報、巡回監視員の状況報告等により、森林火災の発生が予想される場合又は火災に関する警報が発令された場合には、次のような措置を講じる。

- ア 火入れの制限、禁止
- イ 森林内作業、登山・ハイキング等入山者の森林内における火気使用の制限
- ウ 巡回パトロールの実施・強化

### 3 防災施設の整備

防火水槽、自然水利利用施設等の施設を整備するとともに、防備資機材の整備に努める。

### 4 消火体制の強化

林野火災時においては、水利・地形等の関係上、消防車による消火は極めて困難と予想される。早期消火のため、次のような施策により、消火活動の有効敏速化を図る。

- ア 防火用水の確保のため、ため池、自然水利等の活用を図る。
- イ 消火活動に従事する人員及び消火資機材の輸送の円滑化のため、林道の整備を促進する。
- ウ 森林所有者又は管理者に対し、防火線等の整備を指導する。
- エ 地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

### 5 防火意識の啓発

人為的原因を除去するため、一般住民並びに森林内作業、登山・ハイキング等の入山者・通行者等に対し、森林愛護と防火意識の啓発を図る。

火災危険の高い時期においては、関係機関等の協力のもとに巡視を実施し、入山者による火気使用状況を調査し、防災上必要な次の事項について注意・指示・指導を行う。

- ア 立看板・標識の設置と補修
- イ 火気注意事項の掲示
- ウ 林野火災の多発する1～5月にかけての予防広報等の実施
- エ ホームページ、SNS等での啓発
- オ 山火事予防運動の啓発

## 6 広域応援体制の整備

早期消火体制を確保するため、近隣市町等との広域応援体制を整備する。

## 7 防災訓練の実施

県と共同して、防災関係機関、住民、林業関係者等の参加のもと、林野火災訓練を実施する。

## 第10章 都市防災化計画

【まちづくり課、建築住宅課、関係部課、関係機関】

### 1 市街地の整備

市域内の既成市街地は、木造・低層建築物が密集しており、火災・地震等の災害が発生すると人命・財産に大きな損害を与える状況にある。こうした災害による被害を最小限に抑えるため、減災を重視した公共施設の整備やインフラ強化を計画的に進める。また、都市機能の向上を図り、災害に強い都市づくりを目指す。

#### (1) 整備の基本方針

本市の市街地は、紀の川沿いの国道24号に沿った既成市街地と、段丘・丘陵部における開発市街地で構成される。

既成市街地については、古くからの住宅・商業等の密集する区域であるが、道路の狭小や住宅密集による災害リスクが課題となっているため、面的整備を含めた居住環境の総合的な改善が必要である。段丘・丘陵部では、南海高野線沿いに市街地整備が進められており、これらを含めた市域全体で防災機能を向上させた都市づくりを継続的に推進する。

#### (2) 建築物の不燃化

建築基準法による防火・準防火地域の指定や建築基準法第22条区域指定を検討することにより、都市の不燃化を図る。

ア 防火地域は、商業地域や幹線道路沿いで土地の高度利用を図るべき地域、また防災上不燃化を推進する必要がある地域を対象とする。

イ 準防火地域は、防火地域の周辺に位置する商業地域や、密集市街地を対象とする。

ウ 建築基準法第22条区域は、県が市の意見を聞いて指定することができる区域であり、防火地域及び準防火地域以外の市街地のうち、火災による類焼防止が必要な区域を対象とする。

#### (3) 市街地の土地利用

都市計画法に基づく用途地域・特別用途地区や地区計画などの活用により、住宅、工場、危険物取扱施設等が混在する地域について、それぞれの土地利用が適正に区分されるよう改善を進める。

#### (4) 延焼遮断帯の整備

市街地を延焼遮断帯により区分することで、広域火災の発生を抑止することができる。このような観点から、道路、鉄道、河川等の整備にあたっては、これらの施設が「延焼遮断帯」としての機能を高めるように整備を進める。

上記の各種事業においても、延焼遮断帯の形成を考慮して、事業計画を策定する。

#### (5) 土砂災害警戒区域等における市街化の抑制

災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、地すべり等防止法による地すべり防止区域、降水や出水によるがけ崩れや

水害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、市街化を抑制する。

### (6) 市街地の居住環境の改善

中心市街地を含む既成市街地は、住宅が密集する地域で老朽住宅も多く、防災上の課題が多い。このため、空家の除去、老朽建築物の建て替えなど、災害に強い居住環境の整備に努める。

### (7) 開発区域における宅地災害の防止

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事許可制度により、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

### (8) 所有者不明土地の活用

関係部課と連携し、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

## 2 オープンスペースの整備

市街地におけるオープンスペースの存在は、避難場所、延焼遮断帯、救護活動・物資集積の拠点として、災害時の被害軽減に重要な役割を果たすことから、その重要性を認識し、防災上必要な都市空間の確保と防災機能の向上に努める。

### (1) 公園・緑地等のオープンスペースの整備

災害時における避難場所あるいは延焼遮断帯としての機能を有する都市公園・緑地の整備を推進するとともに、植栽及び樹林等の保全と防火用樹種による緑化の推進を図る。また、既成市街地においては、家屋が密集していることから、学校等のグラウンド、広場等を含め、積極的にオープンスペースの確保を図る。なお、整備にあたっては、できるだけ公園・緑地と学校等公共用地の集積化・連担化を図る。

\*公園緑地【資料編 P-39 参照】

### (2) 農地の保全等

計画的な宅地化を進める一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の都市空間（オープンスペース）として農地の保全を図る。

### (3) その他の火災延焼防止対策

住宅密集率が高く、狭あいな道路が多い市街地においては、火災の延焼を防止するため、老朽住宅、空家等の除去を推進するとともに、都市計画道路の整備についても検証を進める。

## 3 地籍調査の推進

迅速な災害復旧・復興を図るため、地籍調査事業の更なる推進を図る。

# 第11章 建造物災害予防計画

【建築住宅課、消防予防課、施設管理者】

震災時における建築物等の耐震性能の向上、火災時の耐火性能の向上を図ることにより、災害を最小限度に食い止めることが可能である。「橋本市住宅耐震改修促進計画」等に基づき、災害時の避難場所や救急活動の拠点となる公共建築物をはじめとして、建築物の安全性の向上に努める。

## 1 住宅の耐震診断、耐震改修等

- ア 市は、住宅の耐震化の促進にあたっては、地域住民の意識が極めて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発を実施するよう努めるものとする。
- イ 市は、地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建て替えを促進する対策を実施するよう努めるものとする。
- ウ 市は、耐震性の高い住宅ストックの形成に努めるものとする。

## 2 公共施設等の耐震診断

市は、学校、病院等多数の者が利用する施設や、災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修等を推進するものとする。

耐震改修等の耐震化については、南海トラフ地震や中央構造線断層帯地震により想定される震度予測及び被害想定結果、並びにその施設の利用の状況等を総合的に勘案して、優先順位を付けて実施するものとする。

また、市は、市有施設のリストを作成し、必要となる耐震化や長寿命化の実施方針と合わせて、公表するよう努めるものとする。

## 3 工作物等の倒壊防止・落下防止

ブロック塀については、施行技術の向上、住民への啓発、既存塀の補強、改修について、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPRを行う。

## 4 建築物の不燃化の促進

### ア 公共建築物等の不燃化

学校、公民館、病院、庁舎等の多人数を収容しうる建築物においては、災害時の避難収容場所や救護施設として使用されるため、これら施設の耐火性の強化促進に努めるとともに、次のような防災機能の充実に努める。

- (ア) 既存木造建築物の不燃化・耐震化を図る。
- (イ) 防火水槽等を設置し、水利を確保する。
- (ウ) 自家発電装置等の設置により、停電時に備える。
- (エ) 消防法の規定に基づき、消防用設備等及び特殊消防用設備等の整備をする。
- (オ) 2階以上の建築物は、耐火性能の向上を図るとともに、空き地を確保する。

- イ 共同住宅、一般住宅等の防火対策  
共同住宅、一般住宅等について、次のような防火対策を実施する。  
(ア) 建築確認時に関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。  
(イ) 消防法による消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び建築物の内装不燃化、避難対策について指導する。
- ウ 特殊建築物の予防査察  
大規模小売店、病院等の不特定多数の者が利用する特殊建築物については、防災対策に対する啓発に努める。

## 5 建築物の防災知識の普及

- ア 順法精神の高揚  
建築基準法令の普及と啓発を図るとともに、関係団体（建築士会、建築士事務所協会等）に対する法施行上の協力を要請し、順法精神の高揚に努め、建築確認申請時において不燃化及び耐震性向上等の指導に努める。
- イ ポスター掲示及びパンフレット配布  
建築物防災週間を中心に、公共施設、駅、公民館、その他、人目につきやすい場所への掲示に努める。
- ウ その他  
(ア) 官報、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及  
(イ) 市街地再開発事業や各種まちづくり事業の啓発
- エ 啓発  
震災時の建築物の安全を確保するため、既存建築物については、耐震化促進の周知に努める。
- オ 耐震診断の啓発  
建築物の耐震改修促進法等に基づき、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう啓発に努める。  
また、コンクリートブロック造の安全対策についても、点検改修の啓発に努める。

## 6 被災建築物応急危険度判定士制度

震災後は、地震活動等による建築物被害の拡大を未然に防止するため、直ちに建築物の応急危険度判定を実施し、建築物の危険度を居住者に注意喚起する必要がある。このため、県においては、和歌山県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、県内建築士を対象に講習会を実施し、応急危険度判定士を養成することとしている。

市は、これに積極的に協調し、応急危険度判定士制度の普及と、連絡体制の確立に努めるものとする。

## 第12章 宅地災害予防計画 【まちづくり課】

近年、丘陵地や山麓部の宅地開発が進み、高い擁壁や人工斜面の近くに居住地が形成されている。また、平地部では、宅地開発による農地等の減少により、雨水が一気に水路に流れ込み、宅地の浸水・浸食の原因となっている。

### 1 法規制と指導

宅地造成に伴い災害が生じるおそれのある区域に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、土砂災害防止法に基づく基礎調査等により、災害防止のための必要な規制・指導を関係機関と連携して行う。

### 2 宅地防災月間の設定

地震や台風などによる宅地災害に備えるため、県が定める宅地防災月間(6月及び9月)に、市は積極的に協力し、防災活動を強化する。この期間中、市は県との情報共有を行いながら市内全域の巡視を実施し、災害を未然に防ぐために必要な対応を適切に実施する。

### 3 被災宅地危険度判定士制度

災害時において、二次災害の防止・軽減及び被災宅地の円滑な復旧に努めるため、県では、被災宅地危険度判定実施要綱に基づき講習会を実施し、被災宅地危険度判定士を認定し、登録することとしている。

市は、これに積極的に協調し、被災宅地危険度判定士制度の普及と、人材養成に努めるものとする。

## 第13章 盛土防災計画 【まちづくり課、関係機関】

### 1 計画方針

大雨等の気象状況や経年変化に伴い盛土の状況に変化が生じ、対策が必要と判断された場合には、県と連携し、所有者等に対して適切な管理指導を行うとともに、地域住民の安全確保及び環境保全を目的とした必要な措置を速やかに講じるものとする。

### 2 事業計画

県が所管する「宅地造成及び特定盛土等規制法」は、盛土災害の未然防止を目的とした法律である。市は、市内の盛土状況や関連情報を県に共有することで連携を強化し、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づく行政処分、またはその他の適切な対応を通じて、盛土に伴う災害を防止するために必要な防災対策が円滑に実施されるよう協力する。

## 第14章 下水道施設災害予防計画 【下水道課】

市は、市街地における浸水被害の解消を図るため、今後とも下水道の整備による雨水対策に努める。

なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

### 1 ポンプ場・処理場の整備

本市公共下水道は、紀の川上流の流域下水道の一環として整備されたものである。今後の事業推進にあたっては、施設の耐震化を推進するとともに、大規模停電や断水に備え、非常用自家発電機の整備、燃料及び冷却水の確保に万全を期す。

### 2 管路施設の整備

雨水排水については、浸水被害が想定される既成市街地に都市下水路2路線が整備されている。今後、計画決定されている市街地約750haの整備促進を図る。

面的に広がる管路施設は、大型車両の通行による振動や災害により閉塞、陥没等の被害が生じやすいため、日頃からの点検等により、異常の早期発見、改修及び復旧に重点を置いて整備を行うものとする。

### 3 防災資機材の備蓄

災害により、被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、特に災害が長期化することも想定し、日頃から一定量の復旧防災資機材や燃料を備蓄する。

### 4 緊急時措置訓練

緊急時措置を迅速かつ確実に実施することに万全を期すため、平日昼間、休日・夜間において事故が発生する場合を想定し、参集、情報の収集・伝達等に関する緊急操作、応急処置、広報等を含む訓練を随時実施する。

### 5 受援体制の構築

被災時に県や他市町村等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

# 第15章 上水道施設災害予防計画

【水道経営課、水道施設課、危機管理室】

市及び関係機関は、水道施設の耐震化を図り、災害による給配水施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保するため、日頃から導水管、送水管、幹線配水管、浄水施設、配水施設等の水道施設を整備点検し、円滑な給配水に努める。

なお、災害による水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水を行うため、また、甚大な被害を受けて、一時的に送水が不可能になった場合において、迅速な応急処置をとり給水を行うため、応急給水施設及び応急給水防災資機材の整備を図る。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

## 1 水道施設の整備

日本水道協会が制定した「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等に基づき施設の耐震化を図り、特に、次の事項を推進する。

- ア 既設管で災害対策上問題のある施設は、軟弱地盤地区及び老朽化地区を中心に耐震管への布設替えを進める。
- イ 配水管のループ化及び多重化の整備を図る。
- ウ 取水場、導水管、浄水池、管理棟、電機・機械・計装設備等の老朽化施設の整備改善を進める。
- エ 塩素、石油、高圧ガス等の危険物については、災害等による危険を防止するため、収納庫、収納施設の改善を図るとともに、巡視点検等必要な措置を講ずる。
- オ 配水管事故には、仕切弁操作による断水を伴うため、日頃より配水管設備図及び仕切弁位置図の整備、保管に万全を期する。
- カ 貯水池及び浄水場からの隧道、導水管、送水管等の給配水施設については、定期的な巡回点検を行うとともに、幹線配水管については、配水池等において給水量及び水位を点検（記録）し、事故の未然防止と早期発見に努める。

## 2 給水車の整備点検等

給水施設の被災により、一時的な送水不能、又は水の汚染等による飲料水の供給不能等の事態に備えて、日頃から給水車及び給水タンクを点検整備するものとする。

## 3 防災資機材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、日頃から一定量の復旧防災資機材を備蓄する。

## 4 受援体制の構築

被災時に他市町村等からの応援を迅速・的確に受け入れるための受援体制の構築を図る。

## 5 応援協定

市独自では、対応しきれない災害発生に備えて、日本水道協会、橋本市水道工事業協同組合との応援協定を締結している。

\*水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書

(日本水道協会和歌山県支部和歌山県水道協会)【資料編 P-63 参照】

\*災害時における水道施設の応急復旧応援に関する協定書

(橋本市水道工事業協同組合) 【資料編 P-64 参照】

## 6 代替水源の確保

水道施設が被災した場合において、施設復旧までの間、生活用水(飲用水以外のトイレ、掃除等に使用する水)を確保するため、災害時における協力井戸の登録及び家庭用井戸の位置の把握に努める。協力が得られる井戸については、「災害時協力井戸登録制度」を活用し事前登録を推進する。

## 第16章 文化財災害予防計画

【生涯学習課、消防本部、伊都消防組合消防本部】

文化財は、貴重な国民的財産であり、この文化財の保護・保全のためには、十分な配慮が必要である。

その防災業務の実施にあたっては、災害予防対策に重点を置き、防火施設の整備、現地視察と指導の実施及び所有者・管理者等への保護思想の啓発等の施策を行う。

なお、詳細については、令和3年3月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び令和5年11月策定の「和歌山県文化財災害対応マニュアル」によるものとする。

### 1 施設等の整備

国、県、教育委員会、文化財の所有者及び管理者は、次のような防災対策上の施設整備等を行う。なお、整備に多額の費用が必要な場合は、市費補助の処置を図る。

#### ア 火災対策

- (ア) 警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器）
- (イ) 消火設備（屋内・外消火栓設備、連結送水管、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備）
- (ウ) 防火設備（防火壁、保存収蔵庫、防火水槽）
- (エ) 周辺環境（防火帯）
- (オ) 火気の使用制限（禁煙区域等の設定）

#### イ 落雷対策

避雷針の設置

#### ウ その他の対策

- (ア) 環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）
- (イ) 薬剤処理（害虫予防）
- (ウ) 施設への委託保管
- (エ) 防災施設・機器の点検整備

### 2 査察等による指導

教育委員会は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回査察等を行い、防災上必要な勧告・助言・指導を実施する。

### 3 倒壊・破損の防止

強風による建築物や構造物の倒壊・破損、各種文化財の転倒・落下の可能性がある場合には、あらかじめ保護・補強・防護措置を行う。

## 4 訓練及び保護思想の啓発

- ア 消防本部・署・団は、文化財について防火訓練又は図上訓練を随時実施する。
- イ 文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、市民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護思想の啓発を行う。
- ウ 防火管理者等に対し、防火研修会・講演会等を通じて、防火管理体制の確立及びその適切な運用を指導する。
- エ 自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成を指導する。

## 5 防災関係機関との協力

平常時から消防・警察・教育委員会、その他防災関係機関等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

## 第17章 危険物等災害予防計画

危険物施設、火薬類・高圧ガス製造施設等、危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保全体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守等の保全措置を講じるとともに、保全教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。また、危険物施設保有事業所の組織化について育成指導し、相互の知識及び技術の習得の機会を与える。

### 第1節 危険物災害予防計画

【消防本部、伊都消防組合消防本部、県危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

危険物災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

#### 2 保安教育の実施

保安管理の向上を図るため、危険物等事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者及び保安員に対し、県等と協力して講習会・研修会等の保安教育を実施する。また、次の保安思想の普及・防災指導を実施する。

- ア 危険物に関する法令（消防法）の周知徹底を図る。
- イ アの法に規定される危険物の取扱いの指導を行う。
- ウ 危険物安全週間、高圧ガス保安活動促進週間、火薬類危害予防週間を実施する。

#### 3 規制・指導の強化

危険物施設に対する立入検査を適時実施し、次の点に関する状況の把握と安全指導を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 危険物の取扱い、運搬、積載の方法
- ウ 危険物施設の管理者、保安監督者
- エ 予防規程の作成及び貯蔵取扱い等の自主保安体制の確立
- オ 危険物施設周辺環境の整備
- カ 関係法令に基づく製造・販売・貯蔵・消費現場等に対する保安及び立入検査を強化する。
- キ 事業所における実情を把握し、関係法令に規定されている技術上の基準に適合・維持されているかについて、自主保安体制を徹底するよう指導する。
- ク 関係機関との密接な連携・協力のもとに規制・指導を行う。

## 4 自主防災力の強化（危険物）

- ア 消防本部、伊都消防組合消防本部は、危険物事業所内における自衛消防隊の組織化を推進する。
- イ 消防本部、伊都消防組合消防本部は、隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進する。

## 5 応急保安対策の周知（危険物）

関係事業者は、危険物が漏えいした場合又は近隣火災、その他の災害により危険な状態となった場合は、次の応急措置を講じる。

- ア 危険物が漏えいした場合は、漏洩部分・程度を確認し、保護具を着用して流出防止・拡散抑制を行う。
- イ 流出した危険物の性状、保管状況、事故時の応急措置、緊急連絡先などを関係機関に情報提供する。
- ウ 必要に応じて危険物の製造・取り扱いを停止し、十分な余裕をもって従業者等の避難を確保する。

## 6 自主保安体制の整備（危険物）

関係事業者は、関係法令（消防法など）に基づき、災害を未然に防ぎ万が一発生した場合の被害を最小限に抑えるための自主保安体制を確立する。

- ア 予防規程・地震防災計画等を策定し従業員に周知徹底する。
- イ 危険物保安監督者の有資格者を配置し、保安管理体制を確保する。
- ウ 定期点検・自主点検を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底する。
- エ 防災資機材を整備し、流出事故や浸水に備える。
- オ 従業員への保安教育・訓練を実施し、保安意識の向上を図る。
- カ 施設の立地条件を確認し、浸水防止措置を講じる。

## 7 資機材の整備

消防本部、伊都消防組合消防本部は、化学消防ポンプ自動車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。事業者は、危険物事業所において化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

その他、事業者及び防災関係機関は、応急対策活動に必要な資機材をあらかじめ整備する。

## 8 危険物等の把握と活動中の安全確保

消防本部、伊都消防組合消防本部は、適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るため、消防職員等に対する危険物災害についての教育訓練を行う。また、消防活動阻害物質の届出の徹底等による危険物の貯蔵・取扱状況の把握を行う。

## 9 防災訓練の実施

危険物等災害を想定した防災体制を強化するため、自衛消防隊、消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署等防災関係機関が一体となって、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。また、市は、危険物等災害を組み込んだ防災訓練を実施する。

## 第2節 火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画

【消防本部、伊都消防組合消防本部、近畿経済産業局、県危機管理部（危機管理消防課）】

### 1 規制・指導

火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係行政機関との連携の下に、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。また、消防関係機関は、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス等を業務として製造、貯蔵又は取扱いをしようとする者に届出をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。特に、液化石油ガスについては、市民の生活に密着しているため、安全対策について取扱業者を指導し、周知徹底させる。

### 2 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、消防法、建築基準法等の関連法令に基づく構造、設備等に関する遵守はもとより、液状化発生の危険等、設置地盤の状況についても調査し、耐震性等安全対策の向上に努めるよう指導する。

### 3 応急保安対策の周知

関係事業者は、高圧ガスが漏洩した場合、又は近隣火災その他の災害により危険な状態となった場合は、次の応急措置を講じる。

- ア 高圧ガスが漏洩した場合は、保護具を着用して漏洩部分・程度を確認し、防災キャップ等で応急措置を施し地中に埋めるとともに、作業員以外は避難させる。
- イ 製造施設又は消費施設等が危険な状態にあるときは、消費作業等を中止して施設内のガスを安全な場所に移し、必要な作業員以外は避難させる。

### 4 自主保安体制の整備

関係事業者は、次の措置を講じ、自主保安体制を整備する。

- ア 自主保安教育の実施
- イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ウ 関係保安団体との横断的な連携

## 第3節 毒物劇物災害予防計画 【県福祉保健部（薬務課）】

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

毒物劇物に係る災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

### 2 保安体制の強化

県は、事故の未然防止を図るため、毒物劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置、定期的な防災訓練の実施等を指導する。

なお、届出義務のない「非届出業務上取扱者」については、実態調査等により、その把握に努める。

### 3 資機材の整備

県は、毒物劇物をタンクで貯蔵する施設に対して、毒物劇物が飛散、漏えい等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の常備を指導する。また、消防本部、伊都消防組合消防本部は、毒物劇物に係る災害が発生した場合に備えて、分析機器、中和剤、防毒マスク、防毒衣等の整備に努める。

### 4 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、関連法令に基づく構造、設備等に関する遵守はもとより、液状化発生の危険等、設置地盤の状況についても調査し、耐震性等安全対策の向上に努めるよう指導する。

## 第4節 放射性物質事故災害予防計画 【県危機管理部】

### 1 放射性物質事故予防対策

#### (1) 事故災害の想定

この計画における「放射性物質事故」とは、次に掲げる放射性物質取扱施設等において放射線の異常な漏洩又は放出等により、市民の生活及び健康への危険性が高まった場合を想定する。

- ア 放射性物質を取扱う施設
- イ 放射性物質輸送中の車両
- ウ ア、イ以外の施設、空地等

#### (2) 事故災害予防対策

- ア 保安管理体制の強化
  - (ア) 許可届出施設
    - a 事業者は、放射性物質事故災害から、市民の安全を確保するため、関係法令を遵守し、放射性物質事故災害の防止に努めるものとする。
    - b 事業者は、放射性物質事故災害の防止に係る計画の整備、資機材等の整備点検、従業員に対する防災教育、事故災害の発生時における通報、応急措置、救出・救護、避難対策等を実施するための防災組織の整備を図るものとする。
    - c 事業者は、施設等において放射線の異常な漏洩等が発生したときは、直ちに消防機関等に状況を連絡するものとする。
    - d 市は、医療機関に対し、医療廃棄物の適正処理について指導するものとする。
  - (イ) 許可届出施設以外
    - a 放射性物質の存在を確認した者は、直ちに消防機関等に状況を連絡するとともに、応急の措置を行うものとする。
    - b 各部局は、放射性物質による事故災害の防止について、関連事業を通じて指導又は協力要請をするものとする。
- イ 災害応急活動体制の整備
  - (ア) 消防署は、放射性物質事故の発生時において、円滑な消防活動が行われるよう、放射線測定器等の整備、許可施設等を対象とした消防活動上必要な警防調査の実施、防ぎょ活動要領の作成等を行い、災害応急体制の確立を図るものとする。
  - (イ) 市は、消防署と連携し、放射線被爆を受けた者の収容医療機関等の情報を把握しておくものとする。
- ウ 市民啓発
  - 消防署及び市は、関係機関と連携し、市民が放射性物質事故災害に関する正しい知識が得られるよう、啓発活動を実施するものとする。

## 2 情報の収集・連絡体制の整備

核燃料物質等の放射性物質の輸送中における事故が発生した場合、又は、放射性同位元素取扱事業所等における放射線障害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

## 3 初動体制の整備

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

## 4 原子力事業者等の対策

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、以下のような危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- ア 国、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
- イ 消火、延焼防止の措置
- ウ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
- エ モニタリングの実施
- オ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- カ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- キ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ク その他、放射線障害の防止のために必要な措置

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合に備え、原子力防災管理者を通じ、国（官邸（内閣官房）、内閣府、経済産業省、文部科学省、国土交通省）、県、市、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報・連絡体制を整備する。

## 5 放射性同位元素取扱事業者等の対策

放射性同位元素取扱事業者等は、放射性同位元素等の事業所外運搬中の事故あるいは地震、火災、その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合には、以下のような危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- ア 国、県、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
- イ 消火、延焼防止の措置
- ウ 放射性同位元素等輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に、縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
- エ モニタリングの実施
- オ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- カ 放射性物質による汚染の拡大の防止及び除去
- キ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ク その他、放射線障害の防止のために必要な措置

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、放射性同位元素取扱事業者等は、放射線障害が発生する場合に備え、国（文部科学省、国土交通省）、県、市、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報・連絡体制を整備する。

## 第5節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画

【消防本部、伊都消防組合消防本部、県危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

### 1 輸送従事者が講ずる措置

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

- ア 消防機関及び警察官に通報する。
- イ 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。
- ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。
- エ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。
- オ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め、適切な措置を講じる。
- カ 危険物等の輸送時にはイエローカードを輸送車両に積載する。

### 2 市が講ずる措置

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、市消防計画の定めるところにより実施するものとする。

## 第6節 有害物質流出等災害予防計画

【生活環境課、危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】

### 1 計画方針

- ア 有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害防止のため、平常時から本計画により予防対策を講じる。
- イ この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
  - (ア) 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
  - (イ) 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- ウ 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- エ 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市と連携して実施する。

### 2 事業計画

- ア 石綿飛散防止対策（上記1 イの（ア）の物質）

市は、県とともに、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。また、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。
- イ 有害物質流出防止対策（上記1 イの（イ）の物質）

関係事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。

市、県及び関係事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

## 第18章 公共的施設災害予防計画

### 第1節 公衆電気通信施設災害予防計画

【NTT 西日本株式会社和歌山支店、NTT ドコモビジネス株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】

電気通信事業者による施設・設備の防災機能の向上を促進するとともに、災害が発生した場合の電話サービスの確保、応急復旧用の資機材等の確保について、本市と電気通信事業者との協力等を含めた、別途具体的措置を定める。

また、従業員に対する防災教育・防災訓練を推進するとともに、市が主催する防災訓練に参加するものとする。

#### 1 通信施設の整備

- ア 電気通信設備等に対する防災設計
  - (ア) 豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
  - (イ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、それを設置する局舎等について耐震及び耐火構造化を行う。
- イ 通信網の整備
  - (ア) 主要な伝送路を多ルート構成、あるいは、ループ構成とする。
  - (イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
  - (ウ) 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築する。
  - (エ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

#### 2 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材及び車両等を配備する。

- ア 災害復旧用無線電話機
- イ 可搬型移動無線機、移動無線電話機、工事用無線機及び予備電源等
- ウ 非常用移動電話局装置
- エ 移動電源車及び可搬型電源装置
- オ 応急ケーブル
- カ その他の応急復旧用諸装置
- キ 特殊車両
- ク 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう、非常梯子、非常ポンプ等）

#### 3 災害時措置計画

災害時等において通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成し、現行化を図るものとする。

## 4 防災用資機材及び物資の備蓄と輸送計画

- ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、緊急に必要と認められる資機材及び物資について、あらかじめ、その品名及び数量を定め、保管場所を指定して、これを備蓄する。
- イ 災害が発生又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類並びに数量及び社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておく。

## 5 災害時における通信障害復旧作業の連携等に関する協定の締結

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- ・災害の発生に伴う大規模通信障害発生時に復旧作業の支障となる樹木・土砂等の障害物除去等の作業の連携等に関する県との協定締結

## 第2節 電力施設災害予防計画

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所）、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社（橋本送変電事業所）】

関西電力株式会社等は、電力供給施設の災害を防止し、又は発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に、常に努力を傾注する。

関西電力株式会社等による施設・設備の防災機能の向上を促進するとともに、災害時における相互協力体制を円滑に行えるように、別途、具体的措置を定める。また、従業員に対する防災教育・防災訓練を推進するとともに、市が主催する防災訓練に参加するものとする。

### 1 送電設備

ア 架空電線路・電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路・終端接続箱及び給油装置については電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。

洞道は、日本土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手及び可とう性のある管路を採用する等、耐震性に配慮した設計とする。

### 2 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

### 3 配電設備

ア 架空電線路・電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路・地盤条件に応じて、可とう性のある継手及び可とう性のある管路を採用する等、耐震性に配慮した設計とする。

## 第3節 大規模停電災害予防計画 【危機管理室】

### 1 計画の方針

この計画は、大規模停電発生時に備え、重要施設における迅速かつ円滑な電源確保を行うための体制整備を図ることを目的とする。

### 2 重要施設に対する燃料供給体制の整備

市は、大規模停電が発生した際に予想される燃料需要の増加に対して、重要施設への燃料供給を迅速かつ円滑に行うため、県の「大規模災害発生時等における燃料供給に関する対応マニュアル」を参考に、必要な手順等を定める。

また、災害対策用の燃料を確保するため、協定を締結している給油所等との災害対応訓練を実施する。さらに、ガソリンスタンドやLPガス充填所が供給停止しないよう、災害対応中核給油所や中核充填所の設置について関係機関と協議調整を行うとともに、LPガス集中管理型施設の供給停止とならないよう、管理者と協議調整を進める。

### 3 重要施設の非常用電源設置状況等の情報収集

市は、大規模停電発生時における電源車の配備について、国、県、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、重要施設の非常用電源の設置状況等について情報を収集するものとする。

## 第4節 プロパンガス施設災害予防計画

【大阪ガスネットワーク株式会社】

本市のガス供給は、LPガスによっており、旧市街地は、LPガス業者によるボンベの配達によって供給されている。一方、開発住宅地においては、株式会社エネアーク関西により、集中配管による供給が行われている。

このため、株式会社エネアーク関西による供給施設・管路等の耐震性・防災機能の向上を促進するとともに、災害時における保安点検体制の確立、供給の確保等を図る。ボンベの配達によるLPガス供給業者においても、災害発生時の措置や日常の点検等について、消費者に徹底するように指導する。また、従業員に対する防災教育・防災訓練を推進するとともに、市が主催する防災訓練に参加するものとする。

### 1 業者等の防災体制

緊急事態に備えて、事業者等は、地震等の災害発生時において、消費者の安全を確保する重要な責務を有するため、次の防災体制の整備を図る。

- ア 事業者等自身の安全対策、一般消費先における液化石油ガス施設の耐震性の強化等
- イ 大阪ガスネットワーク株式会社各支部における情報収集、連絡及び協力体制の整備
- ウ 「消防法第4条」に基づく、事業所内等への立入検査の実施
- エ 緊急出動のための事前対策として、次のことを行う。
  - (ア) 緊急事態発生直後における、消費先液化石油ガス設備の緊急点検体制の確立
  - (イ) 緊急時における消費先の容器置場等の緊急措置体制の確立
  - (ウ) 応急復旧用防災資機材、容器回収用防災資機材等の整備
  - (エ) 事業者等、卸売事業者、認定保安機関等による効率的な緊急点検体制の整備
- オ 事業者等自身による緊急時のための教育・訓練の実施及びマニュアルの整備
  - 次の予防規定規範の遵守に関する当該充填所等関係機関への周知徹底に努める。
    - (ア) 液化石油ガス充填所危害規定規範
    - (イ) 液化石油ガススタンド危害規定規範
- カ 消費者への保安啓発
  - (ア) 安全機器等の設置の啓発
  - (イ) 地震等の緊急事態発生時における消費者がとるべき措置の啓発
- キ 災害発生時の事業者等の行動基準の熟知
- ク 市等の行う防災訓練への参画

### 2 広報活動

- ア 災害の発生に備えて、消費者が適切に対応できるよう、日頃から広報活動を行い、その徹底を図る。
- イ 非常時の液化石油ガスに係る情報提供の方法、電話相談窓口の開設等について周知させる。

## 第5節 鉄道施設災害予防計画

【西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】

### 1 各事業者の計画方針及び事業計画

本市には、和歌山市と奈良県方面を結ぶ JR 和歌山線と、大阪方面を結ぶ南海電鉄高野線があり、道路と並ぶ主要な交通輸送手段である。

西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社による鉄道施設の災害防止に努めるとともに、鉄道沿線における土砂災害等による災害を防止するため、周囲の諸条件を定期的に調査し、常に健全な運行が確保されるよう、諸施設の整備等の災害予防対策を推進する。

#### (1) 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社

##### ア 計画方針

鉄道施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

##### イ 事業計画

災害を防止するため、概ね、次の各号に掲げる事項について計画的に実施する。

- (ア) 橋梁の維持保守並びに改良
- (イ) 河川改修に伴う橋梁改良
- (ウ) トンネルの維持保守並びに改良
- (エ) 法面、土留の維持補修並びに改良
- (オ) 落石防止設備の強化
- (カ) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- (キ) 線路周辺の環境条件の変化に応じた線路警戒体制の確立
- (ク) 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- (ケ) その他、防災上必要な設備改良

#### (2) 南海電気鉄道株式会社

##### ア 計画方針

鉄道施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるよう、諸施設の整備を行うものとする。

##### イ 事業計画

災害予防のため、次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- (ア) 諸施設の改善整備
  - a 保安装置の改善
  - b 軌道、電線路施設及び通信設備の改善
  - c 構内渡線道の改善
  - d 列車無線装置の増強
  - e 隧道内火災対策の実施
  - f 気象観測装置（雨量警報、風速警報、地震警報）の設置
  - g 沿線情報装置（河川水位警報、冠水警報、落石警報、架道橋衝撃警報、自動車転落警報）の設置

- h 列車接近警報装置の設置
- (イ) 踏切道の改善整備
  - a 統合、廃止及び立体化の促進
  - b 格上げの促進
  - c 構造、舗装の改善
  - d 障害物検知装置の設置
  - e 照明等施設の改善
- (ウ) 車両の改善整備
  - a 車両機器の改善及び整備
  - b 車両保安装置の改善
- (エ) 保守の強化
  - a 保守機械化の促進
  - b 各種検査設備の充実
- (オ) 業務執行体制の確立
  - a 指導体制の強化
  - b 服務規律の厳正
- (カ) 労務管理の適正化
  - a 所定外労働の平準化
  - b 職場環境の整備
- (キ) 教育訓練の強化
  - a 個人指導の強化
  - b 異常時訓練の実施
- (ク) 大型工事対策
  - a 工事区間における適正速度の設定
  - b 列車防護装置及び防護柵の設置
  - c 作業員に対する安全教育の実施

## 2 情報の収集・連絡体制の整備

各事業者は、大規模な鉄道事故災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

## 3 初動体制の整備

各事業者は、突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

## 4 防災訓練の実施

各事業者は、県、防災関係機関、関係事業者と協力して事故災害を想定した防災訓練を実施する。

## 第19章 航空災害予防計画 【危機管理室】

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

航空機事故災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。  
また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

### 2 初動体制の整備

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

### 3 防災訓練の実施

県、防災関係機関と協力して、事故災害を想定した防災訓練を実施する。

## 第20章 農林水産関係災害予防計画

【建設部、経済部、県農林水産部（農林水産総務課）】

各種気象災害による農産物、林産物、農林業施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努めるものとする。

### 1 調査報告体制

災害の発生に際し、迅速かつ的確な農林水産業の被害調査を行う場合、関係部課、各関係機関及び農林水産業従事者の積極的な応援、協力が得られるよう、相互の連絡調整と体制の整備を図る。

### 2 農業対策

#### (1) 農業施設

##### ア 農地の湛水防除

##### (ア) 湛水防除

低湿地域における農地の湛水防除及び災害による被害の抑制のため、農業用水路の整備、排水能力の増加等を図り、農地の湛水被害軽減に努める。

##### (イ) 農業用水路の改良促進

排水通水断面の狭小、断面不整形、流域の状況変化による流出量の増大、排水能力の低下等に伴う湛水被害を防ぐため、農業用水路の改良を促進する。

##### イ 農業用河川工作物対策

##### (ア) 改修事業の推進

a 農業用河川工作物で、河床変動等により、本来の機能を失ったものについては、異常気象等による水位変動及び耐震性を勘案し、改修等の改善措置を講ずる。

b 水害、地震及び液状化による農業用河川工作物の被害の未然防止のため、危険箇所を中心に、改修等の改善措置を講ずるものとする。

##### (イ) 対策事業

施設受益者の申請等により、「土地改良基盤整備事業」、「土地改良施設維持管理事業」及び「農業地域生活環境基盤整備事業」等により、計画的な改修を行う。

##### ウ 農業用ため池

余水吐、堤体樋管等の諸施設が老朽化し、又はその規模、構造等が現在の基準に適合していないもの等は、補強又は改修工事を行う。

##### エ その他の農業施設

農道、農舎等の農業施設については、改修及び整備を積極的に推進する。

#### (2) 農作物

気象情報に留意して、常に予防措置を講ずるとともに、時期別に各種の災害を想定し、作物別の技術的な予防措置及び対策について指導する。

### (3) 農地の荒廃対策

- ア 農村地域の集落機能の低下による農地の荒廃を防止するため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活用を推進する。
- イ 農地の荒廃防止のため、野生鳥獣による農作物等の被害の防止を目的とし、有害鳥獣の捕獲、狩猟者の育成、防護柵の設置等の鳥獣害対策を強化するとともに、捕獲した鳥獣の食肉利用を促進する。

## 3 林業対策

森林基幹道については、広域的な避難路及び緊急輸送道路となることから、計画的な整備を進める。その他、次の点に留意して、予防対策を講じる。

- ア 特に、森林基幹道や集落関連林道については、危険箇所に対する各種予防対策事業を講じ、通行及び輸送の確保に努める。
- イ 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。
- ウ 溪流や河川に散乱している根株・流木等を除去しておく。
- エ 洪水時の被災のおそれがある河川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所に移しておく。

## 第21章 防災救助施設等整備計画

### 第1節 消防施設整備計画 【消防本部、伊都消防組合消防本部】

平常時における消防職団員・車両等の適正な配置計画及び防災資機材の充実等は、もとより、大規模災害時に備え、消火・救急・救助活動用防災資機材及び耐震性防火水槽の整備を推進し、消防力の強化を図る。

#### 1 消防施設・設備の整備

災害対策本部機能を担う施設として、十分な耐震安全性を備えた新消防庁舎を整備するものとする。

また、現消防庁舎及び新消防庁舎の建設予定地は、大雨等による洪水浸水想定区域にあるため、新消防庁舎の建設にあたっては、洪水浸水被害を低減させるための対策を講じるとともに、住民の一時的な避難場所として活用できるスペースを設けるものとする。

さらに、消防ポンプ自動車等の消防機械器具、救助工作車等の救助器具・設備、耐震化貯水槽の設置・更新等の消防水利等については、計画的な整備を推進し、消防力の向上を図る。なお、救助・救急用の車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

また、同時多発火災や大規模救助活動に対処するため、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図ることができる通信施設の充実整備に努める。

\*消防車両保有状況 【資料編 P-27 参照】

\*特殊消防用資機材保有状況 【資料編 P-27 参照】

#### 2 消防団の育成と施設・設備の充実

本市の消防団は、10の分団があり、消防隊と連携して警戒活動及び消防活動を行うとともに、初期消火、避難誘導等の地域防災活動の中核として、重要な役割を担っている。このため、災害時に消防団員が効果的に防災活動を行うことができるよう、消防ポンプ等の消防施設・設備の充実に努める。

#### 3 通信施設の整備

消防緊急情報システム及び現有の無線・有線通信施設の整備強化を図り、情報ネットワークの構築を推進する。

#### 4 消防水利の整備

「消防力の整備指針・消防水利の基準」に基づき、必要水利施設を算定し、その整備増強を図る。

消火栓については、水道管の改良工事等に伴い逐次増設を図るとともに、防火水槽についても、年次計画に基づく設置を強力に進める必要がある。

また、河川、ため池などの状況を把握し、自然水利の確保を図る。

\*消防水利 【資料編 P-28 参照】

## 第2節 水防施設整備計画

【危機管理室、都市整備課、農林整備課、消防本部】

### 1 計画方針

洪水による災害に対処するため、水防法の規定により市域における水防の責任を十分に果たし、水防施設の整備を図る。

### 2 事業計画

#### ア 水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検、補充しておく。

また、長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じておくものとする。

#### イ 水位等観測所

水位等の情報を正確、迅速に把握するため、市内の適当な箇所に、水位計を設置し、そのテレメータ化を図っていく。

## 第3節 救助物資等備蓄計画

【上下水道部、介護保険課、危機管理室、県、関係機関】

市においては、災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、あわせて必要最少限の生活用水を確保し、市民に配給する応急給水体制の整備を図るとともに、食糧及び生活物資等の備蓄の充実を図るとともに、備蓄庫の整備を行う。

### 1 給水体制の整備

災害時に、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、あわせて必要最少限の生活用水を確保し、市民に配給する応急給水体制の整備を図る。

#### (1) 給水の整備目標

災害時の給水量を、原則、次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制の確立を図る。なお、最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度の用途に必要な水とする。

飲料水の確保にあたっては、県の備蓄方針に基づくものとする。

- ア 飲料水の確保 : 1人1日3リットル
- イ 風呂、便所及び炊事等に必要生活用水の確保

#### (2) 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、資機材の整備・充実を図る。

#### (3) 民間との協力体制

災害時における水道施設の破損に伴う応急措置並びに飲料水、生活用水等の応急給水の確保を図るため、橋本市水道工事業協同組合と「上水道施設災害応急復旧作業に関する協定」を締結し、協力体制の確立を図る。

#### (4) 自助努力の促進

市民及び自主防災会等に対し、貯水及び給水に関する指導を行い、自給率を高めるとともに、災害時給水活動の担い手として積極的な協力が得られるようにする。

- ア 市民に対し、次のような対策の指導を行う。
  - (ア) 家庭において、前記(1)「給水の整備目標」の水量を基準に、世帯人数の3日分を目標として貯水する。
  - (イ) 水道水など衛生的な水を貯水する。
  - (ウ) 貯水には、衛生的で破損、水漏れのしない安全な容器を用いる。
- イ 自主防災会に対し、次のような対策の指導を行う。
  - (ア) 応急給水を円滑に実施するため、給水班の編成を準備する。
  - (イ) 非常時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水の水質検査を実施し、利用方法を検討する。
  - (ウ) ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、消毒薬、燃料など応急給水に必要な資機材等を整備する。

## 2 食糧・生活物資供給体制の整備

災害発生後3日間程度は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されるため、各家庭において平常時から災害に備え、少なくとも3日分に相当する量の食糧及び必要物資等を確保することを基本とする。

市においては、災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、食糧及び生活物資等の備蓄の充実を図るとともに、備蓄庫の整備を行う。なお、食糧の確保にあたっては、食物アレルギーに配慮した食品選定に努めるものとする。

備蓄品目、備蓄目標数量等の詳細については、「橋本市災害備蓄計画」によるものとする。

### (1) 備蓄品の整備目標

備蓄品については、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されることから、少なくとも3日分の食糧及び物資を各家庭に準備することを基本とするが、市では、最低必要とする被災者への供給食糧・生活物資等の支給量、品目及び整備目標を定め、備蓄品の整備に努める。

### 【最低必要量の算出式の例(府政防第1051号、消防災第104号<令和7年7月1日>)】

項目	算出式
食料	避難所避難者数×1人1日当たり必要量3食×3日間 ○ 避難所外避難者数 <sup>※1</sup> については地域の実情に応じて考慮
毛布	避難所避難者数×1人当たり必要枚数2枚
乳児用粉ミルク又は液体ミルク	避難所避難者数×0歳人口比率 <sup>※2</sup> ×1人1日当たり必要量(乳幼児粉ミルクは140g、乳幼児液体ミルクは1リットル)×3日間 ○ 避難所外避難者数 <sup>※1</sup> については地域の実情に応じて考慮
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×0～2歳人口比率 <sup>※3</sup> ×1人1日当たり必要量8枚×3日間 ○ 避難所外避難者数 <sup>※1</sup> については地域の実情に応じて考慮
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005 <sup>※4</sup> ×1人1日当たり必要量8枚×3日間 ○ 避難所外避難者数 <sup>※1</sup> については地域の実情に応じて考慮
携帯トイレ・簡易トイレ	避難所避難者数×上水道支障率 <sup>※5</sup> ×1人1日当たり使用回数5回×3日間 ○ 避難所外避難者数 <sup>※1</sup> については地域の実情に応じて考慮
トイレトーパー	避難所避難者数×1人1日当たり必要量0.18巻 <sup>※6</sup> ×3日間 ○ 避難所外避難者数 <sup>※1</sup> については地域の実情に応じて考慮
生理用品	避難所避難者数×12～51歳女性人口比率 <sup>※7</sup> ×1人7日間当たり必要量30枚×1/7 <sup>※8</sup> ×1/4 <sup>※9</sup> ×3日間 ○ 避難所外避難者数 <sup>※1</sup> については地域の実情に応じて考慮

※1：避難所以外の場所に避難したが、物資の提供が必要な者の合計

※2：国勢調査(総務省統計局)を参照

※3：国勢調査(総務省統計局)を参照

※4：避難者のうち要介護の高齢者の割合を想定したもの(阪神・淡路大震災時の避難所調査において、一時点における避難者数に占める要介護の高齢者避難者数の割合が約0.005だったことに基づく)

- ※5：自治体ごとの断水人口の想定割合
- ※6：経済産業省生産動態統計による販売量及び総務省人口推計による試算
- ※7：国勢調査（総務省統計局）を参照
- ※8：生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの
- ※9：生理期間を4週に1回と想定したもの

なお、備蓄物資の在庫管理については、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・救助物資集配拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

#### ア 食糧の備蓄・調達目標の設定

市は、中央構造線断層帯を起源とする地震が、発生した際に想定される避難者数を参考に、和歌山県の「地震災害対策のための備蓄基本方針」に基づき、避難者1日分に相当する食糧を備蓄目標とした公的備蓄を行う。不足分については、民間からの食糧の供給に関する協定の締結により、必要量の確保に努める。

#### 【食糧備蓄目標】

中央構造線断層帯を起源とする地震が最大規模で発生した際に想定される避難者数	避難者数 11,735人 (避難所外避難者を含めた最大値)
	帰宅困難者 2,879人 (交通手段の途絶により帰宅できず、本市に留まる人数)
食糧の備蓄目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧 : 35,205食 (11,735人×3食×1日)</li> <li>・水 : 35,205L (11,735人×3L×1日)</li> <li>・粉ミルク: 約23,062g (アレルギー等考慮)</li> </ul>

あらかじめ市内又は近隣の関係業者などと協定を締結し、災害発生時に食糧等の優先供給を受けられるようにするとともに、平常時から当該業者の食糧等の供給可能量を把握するよう努める。

#### イ その他の主な生活必需品

食糧以外の次の品目についても、備蓄・調達体制を整えるものとする。

#### 【その他の生活必需品備蓄目標】

中央構造線断層帯を起源とする地震が最大規模で発生した際に想定される避難者数	11,735人
寝具	<ul style="list-style-type: none"> <li>毛布 : 11,735枚 (1人1枚)</li> <li>エアマット: 11,735枚 (1人1枚)</li> </ul>
衛生用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>生理用品 : 29,070枚</li> <li>大人用おむつ : 1,416枚</li> <li>子ども用おむつ : 4,344枚</li> <li>トイレ処理セット: 176,025回分</li> </ul>

さらに、次に示す避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

- (ア) 快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ
- (イ) 適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材
- (ウ) 安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド
- (エ) プライバシー確保のためのパーティション
- (オ) 衛生促進のための入浴・洗濯設備
- (カ) マスクや消毒液、動力噴霧器等の感染症対策に必要な物資等

## (2) 備蓄倉庫の整備

市は、災害時における食糧・生活物資の備蓄並びに救助用資機材等の保管のための備蓄倉庫を整備する。また、必要数の備蓄倉庫を設置し、備蓄品が充足された後においては、防災関係施設や主要な避難施設（拠点避難所）においても、食糧・生活物資の確保に努める。（第3編 第5章第6節「物資供給計画」を参照）

## (3) 民間との協定促進

災害時に必要なものをすべて市で備蓄・確保することは困難であり、最小限必要なものは備蓄を行い、それ以外は民間からの調達を図る必要がある。そのために食品の供給確保に関して、販売業者等との協定に基づく具体的な供給体制の整備を図る。

市は、協定の締結を行っている業者との具体的な供給体制の整備を図る。

\*物品・物資の供給 【資料編 P-65 参照】

## (4) 自助努力の促進

### ア 目標

災害に備えて、次の事項を市民の自助努力の目標とする。

- (ア) 家庭で最低3日分の非常持ち出し用の食糧・物資の準備
- (イ) 助け合い運動の推進
- (ウ) 共同備蓄の推進

### イ 実施の指導

市は、市民に対し、上記の事項の実施を広報等を通じて指導する。

なお、具体的内容は、次のとおりとする。

#### (ア) 災害時に備えた食糧等の備蓄

米、乾パン、麺類、粉ミルク、缶詰、調味料等長期保存の可能な食糧等を3日～1週間分の備蓄を行う。

#### (イ) 非常持ち出し用の物資等の準備

最低3日分の物資等を準備する。非常持出物資等の内容は、その重量、避難の距離によるが、日用品等については、概ね、次の基準により準備する。

##### a 準備すべきもの

救急薬品（消毒薬、傷薬、胃腸薬、かぜ薬、常備薬、包帯、三角布、ガーゼ、ばんそうこう、湿布薬、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等）、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、ライター、トイレットペーパー、生理用品、石けん、洗面用具、食器、鍋、はし、スプーン、ごみ袋、ビニール袋、ラップ、笛、モバイルバッテリー、マスク、アルコール消毒液、除菌ウェットティッシュ、体温計、耳栓・アイマスク、歯磨きシート等

- b 必要により準備すべきもの  
燃料（固形燃料等）、工具、哺乳瓶、紙おむつ、毛布、子ども用おやつ・飲料、高齢者向け食品、常用薬のメモ・お薬手帳等
- c 自主判断によるもの  
貴重品、その他

(ウ) 助け合い運動の推進

自主防災活動の一環として、地域の実情に応じて推進する。

(エ) 共同備蓄の推進

自主防災活動の一環として、共同備蓄を推進する。こうした共同備蓄の推進は、災害後の生活を確保できるばかりでなく、自主防災会の育成、自主防災意識の向上につながる。

備蓄物資としては、市民個々の物資のほか、自主防災会ごとに自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ごぎ、発煙筒等の整備を促進する。

(5) 補給ルートの確保

- ア 国及び県に要請して、広域道路網の耐震化に重点をおいた整備の促進を図る。
- イ 広域的視点による緊急輸送道路の指定と、これにふさわしい整備を図る。
- ウ 備蓄倉庫及び避難場所を含めた市内各防災拠点をつなぐ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。
- エ 大災害の場合の物資補給ルートを確保するため、流通拠点を結ぶ市内の重要緊急輸送道路の整備を図る。
- オ 緊急搬送を行うため、災害時ヘリコプター予定発着地と、防災拠点の間を結ぶアクセス道路の整備に努める。
- カ 特に交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機（ドローン）等の輸送手段の確保に努める。

### 3 救援物資集配拠点

(1) 選定基準

救援物資集配拠点の選定基準は、次のとおりとする。

- ア 250 m<sup>2</sup>以上の収容が可能な建築物があること。ない場合でも、その規模の天幕を設置できること。
- イ 相当数の駐車スペースがあること。
- ウ 緊急輸送道路に近く、アクセスがよいこと。
- エ 車両の出入りが多くても、危険が少ないこと。

(2) 救援物資集配拠点の選択

救援物資集配拠点の開設は、災害の種類、規模、避難者数、避難の期間、要員の確保、その他の条件に照らして、その必要性を検討し、災害の都度、選定するものとする。

## 第4節 防災施設等の整備計画

【危機管理室、生活環境課、環境美化センター、市民課、健康福祉部、建設部、消防本部、伊都消防組合消防本部、関係部課、関係機関】

災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備・推進を行うとともに、平常時から防災施設等については、自然社会状況の変化に応じて適切な施設を選定し、その見直しと施設整備等に努めるとともに、防災施設について地域及び職場での周知徹底を図る。

### 1 避難場所の指定・整備

#### (1) 避難場所の指定

##### ア 拠点避難所（避難場所）の指定・整備

拠点となる避難所は、小学校区単位を基本とし、安全性、収容能力等を考慮のうえ、小・中学校、公民館等の公共施設、または公共施設以外で避難所として適当と認められる施設を指定する。

市は、拠点避難所に選定される公共施設の耐震化の推進を図るとともに、要配慮者が利用しやすいようバリアフリー化に努めるものとする。

拠点避難所（避難場所）は、自然及び社会状況の変化に応じて、その指定の見直しに努める。

##### イ 拠点避難所（避難場所）の見直しと抽出基準

拠点避難所（避難場所）は、次の基準により選定する。

#### 【拠点避難所（避難場所）の選定基準】

施設の立地状況・構造・階数・規模・用途及び要配慮者の避難の容易性等の観点から、安全で適切な避難施設を選定する。

(ア) 立地の状況：災害危険性が小さいと予想される場所

(イ) 構造：耐火・簡易耐火

(ウ) 階数：2階以上

(エ) 規模：収容人数 ※50人以上

(オ) 用途：災害時の使用に問題がない（公共施設が主体）

※収容人数＝避難有効面積÷3.5㎡（一人当たりの面積）

ウ 一時避難場所とは、災害時に身を守るために一時的に避難する場所をいう。

##### エ 広域避難地と避難対象地区の選定基準及び整備

地震大火が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するために「地震火災の要避難地域」を設定し、広域避難地の指定、整備及び広域避難地に対する対象地区の割当てを検討する。

広域避難地の選定基準及び避難対象地区の指定は、次の事項を基本とする。

【広域避難地の選定基準及び避難対象地区の指定】

<広域避難地>

広域避難地とは、大地震の周囲地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災から、避難者の生命・身体を保護するために必要な面積を有する総面積10ha以上の公園、グラウンド等の公有空地をいう。

- (ア) 立地の状況：予想される大火輻射熱、地震等を考慮したものとする。(原則として、木造家屋の密集地から300m以上離す。)
- (イ) 規模：収容人員は、有効面積に対し、1人2㎡以上とする。
- (ウ) 要避難人口：昼間人口も考慮したものとする。
- (エ) 設備：広域避難地では、被災者が受水できるものとする。

<避難対象地区>

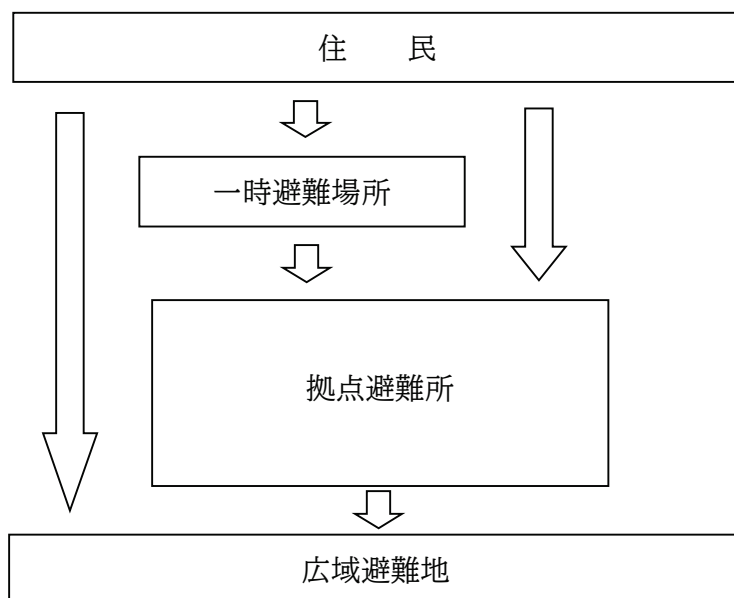
- (ア) 地区の割当：小学校区、区・自治会単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれらを横断して避難することを避けるものとする。

なお、広域避難地として、次の施設を指定し、避難地としての整備に努める。

【広域避難地指定公園】

広域避難地名 (10ha 以上)
橋本市運動公園

【避難施設区分の概要図】



## (2) 災害危険箇所ごとの避難場所及び避難方法の検討

災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、必要に応じて、これを見直すとともに、広報「はしもと」及び市ホームページに掲載し、市民に周知徹底を行う。

- ア 情報連絡体制
- イ 避難場所

## (3) 避難施設の管理者等との事前協議

災害時に避難施設として適切な対応がとれるよう、拠点避難所となる施設の管理者等と平常時から十分な事前協議を行う。また、避難生活が長期にわたる場合や感染症が流行している場合の避難者の受け入れ施設をリストアップしておく。

- ア 市が管理する施設以外の管理者等とは、特に所要の事前協議を行う。
  - イ 収容施設としての日常的な維持管理の徹底を図る。
  - ウ 迅速な施設開設のため、鍵の適切な管理方法の検討及び施設管理者との連携体制の強化に努める。
  - エ 感染症の流行下においては、指定された避難施設における避難者の過密抑制を図るため、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- \*災害時における宿泊施設利用に係る協定書（ルートインジャパン株式会社）

【資料編 P-67 参照】

## (4) 避難場所の整備

避難場所として、避難者のスムーズな収容とその安全確保等のための整備を図る。

- ア 安全確保  
避難場所について、次のような観点から安全確保を図る。
  - (ア) 盛土、高床、防水壁等の耐水設備の整備
    - a 特に重要な水防区域から近距離（ほぼ300m以内）にある避難場所
    - b 河川に近接している避難場所
  - (イ) 避難場所及び周囲の不燃化（消火栓、防火水槽、防火林等の防火設備の整備を含む。）について、優先して不燃化・防火対策を図る避難場所として、次のものがある。
    - a 延焼危険が高い地区が連担する地域内にある避難場所
  - (ウ) 耐震性の確保  
避難収容施設については、耐震診断及び耐震改修等により安全の確保に努める。
  - (エ) 避難者のニーズに配慮した避難所の施設・設備整備  
貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、インターネット利用環境（Wi-Fi）等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者及び男女のニーズの違い等にも配慮した施設・設備（男女別のトイレ・更衣室等）の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるほか、衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備の導入についても検討する。  
なお、要配慮者に配慮した施設等を整備するため、次の事項を推進する。

- a 段差の解消、スロープの設置、階段・トイレ等に手すりの設置、身体障がい者用トイレの設置
  - b 緊急時の身体障がい者用仮設トイレ、車椅子、ベッド等、身体障がい者用防災資機材の確保
- イ 迅速な収容の促進
    - (ア) 誘導標識等の整備
    - (イ) 駐車場の確保
  - ウ 収容者の滞在援助
    - 日常生活品の備蓄

#### (5) 避難所の不足が生じた場合の対策

- ア 避難所として、新しく指定すべき施設等を調査・検討し、可能なものから指定を行う。
- イ 民間施設等で、避難所としての機能を備えた施設については、その所有者に理解を求め、災害時に利用できるように努める。
- ウ 収容余力のある隣接地区の避難所を確保する。

#### (6) 避難路の整備

安全な避難確保として、避難路となる道路整備に努める。ここで、避難路とは、広域避難地へ通じる道路又は沿道であって、避難圏域内の住民を当該広域避難地に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した又は整備する道路等をいう。

なお、避難路の選定要件は、広域避難地に通じる道路等であって、幅員は、できる限り、広幅員（原則、道路15m以上）のものを確保するように努める。

避難路としての道路については、次の点を考慮して整備を行う。

- ア 避難路の整備は、要避難地域から避難先までが長距離で、また、災害の危険性が高く自由に避難することが困難な地区から優先的に行う。
- イ 避難路としての道路・橋梁の新設や増幅・歩道等の改良は、防災都市づくりの一環として整備を行うが、整備促進のため積極的に関係機関に要請を図る。
- ウ 避難路における障害物・倒壊物の状況を把握し、その除去・防止を図る。

#### (7) 表示板等の整備

- ア 避難場所に、日本産業規格（JIS）に基づく図記号を用いた表示板を設置・明示する。
- イ 避難場所の周辺への誘導標識の設置に努める。

#### (8) 避難に関する情報の周知・広報

避難に関する情報（避難方法等）について、防災行政無線（戸別受信機）・防災マップ・ハザードマップ・広報「はしもと」・本市ホームページ・防災はしもとメール等を通じて、市民に対する周知の強化を行う。

#### (9) 避難行動要支援者等の避難支援の検討

避難行動要支援者、遠距離避難者等のために、バス派遣などの避難支援の検討を行う。

### (10) 福祉避難所の指定

市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

福祉避難所は、原則として社会福祉施設を指定する。なお、受入れ能力を確保するため、必要に応じて、社会福祉施設と同種施設等との施設利用者受入れに関する災害協定締結を推進する。

### (11) 帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、宿泊施設等が食糧や水、休憩場所を提供できるよう、環境整備に努める。

なお、帰宅困難者対策としての食糧、飲料水、医薬品備蓄については、民間事業者への啓発に努める。

### (12) 避難場所の周知

- ア 避難場所を広報「はしもと」に随時掲載する。
- イ 避難場所を市ホームページに常時掲載に努める。
- ウ 避難場所を記した「防災マップ」を作成し、各戸に配布する。
- エ 避難場所及び避難路等の案内標識及び誘導標識の整備を推進する。
- オ 避難場所及び避難路等の案内標識及び誘導標識は、要配慮者に配慮したものとなるよう、整備を推進する。

## 2 災害時用臨時ヘリポートの整備

災害時には、道路被害や道路上の障害物等の散乱等により、被災地域への救急・救護活動・火災防御活動、緊急物資の輸送等の様々な応急対策活動やライフライン等の復旧活動に支障をきたすおそれがある。

こうした状況では、ヘリコプターによる応急・復旧対策活動が重要であるため、臨時ヘリポートの整備を推進する。

ア 地震等の災害による交通途絶又は緊急を要する場合に備え、紀の川の北部及び南部に臨時ヘリポートの整備を推進するとともに、臨時ヘリポートを次の基準により選定し、指定しておくものとする。

(ア) 地面は、堅固で傾斜6度以内であること。

(イ) コンクリート舗装地又は芝地、草地が適していること。

(ウ) 発着地使用時に描く円周（直径4m）の地点から、仰角9度の線上400m、幅20mにわたって障害物がないこと。

イ 臨時ヘリポート周辺のアkses道路を整備し、緊急輸送道路とする。

臨時ヘリポートとして、現在14箇所が設定されている。なお、発着場のうち橋本市運動公園は、県広域防災拠点で伊都、那賀地域の支援進出拠点として取り扱う。

\*臨時ヘリポート【資料編 P-11 参照】

## 第22章 防災設備整備計画

【危機管理室、消防本部、関係機関】

### 1 防災行政無線

橋本市災害情報伝達基本方針に基づき、地域住民に迅速かつ正確な災害情報を提供するため、戸別受信機の整備及び防災情報伝達手段の多様化・複数化を推進する。

### 2 災害通信設備

#### (1) 有線通信設備

日頃から機器の転倒防止、非常電源及び非常電源用燃料の確保等の対策を行い、耐震性の向上を図る。また、通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図るとともに、加入電話回線については、重要回線を災害時の優先電話として指定し、通信連絡体制の確保に努める。

#### (2) その他通信手段

災害時の通信手段の多重化を図るため、関係機関等との非常通信時における協力体制を整備する。

#### (3) 情報収集体制の整備

被害状況の収集を行うため、民間事業者や自主防災会、区・自治会との協力体制の充実を一層図る。

### 3 防災情報システム

和歌山県総合防災情報システム、J-ALERT など防災情報通信機器・ネットワークの充実と安全対策に努めるとともに、災害時に活用できる情報システムの構築を図る。

また、各種防災情報の共有化を目的として国が運用する「新総合防災情報システム(SOBO-WEB)」や「防災IoTシステム」の活用を図るため、当該システムの周知や利活用促進・操作習熟を図るための研修・訓練の実施に努める。

## 第23章 防災訓練計画 【関係部課、関係機関】

市及び防災関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、各機関の連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図るため、相互協力に基づき各種災害を想定した訓練を実施する。なお、各種災害を想定した訓練の中には、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練の実施を含めるものとする。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的や災害及び被害を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものになるよう工夫する。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

### 1 総合防災訓練

市は、地域の災害リスクに基づき、定期的に地域住民、防災関係機関と相互に連携し、一体となり、組織動員訓練、消防訓練、救出救助訓練、避難訓練等の各種訓練を実施する。

### 2 個別訓練

#### (1) 災害対策本部運営図上訓練

市の災害対策本部が迅速・的確に運営できるよう、設置手順、被害情報の収集・整理・伝達等初動対応の流れを図上で訓練する。

#### (2) 非常参集訓練

勤務時間内外等の様々な条件を設定し、訓練を実施する。

#### (3) 情報収集・伝達訓練

市及び関係機関は、災害発生時の応急体制の確立を迅速に行うため、災害情報の収集、情報伝達等についての訓練を実施する。

#### (4) 避難所運営訓練

避難所の円滑な管理体制を確立するため、受付、名簿作成、物資管理等について訓練する。

#### (5) 地域防災訓練

自主防災会、区・自治会、その他事務所等をそれぞれの単位とし、地域の災害対応力を高めるため、初期消火、避難誘導、炊き出し、応急救護等について訓練する。

#### (6) 学校における防災訓練

児童生徒が冷静かつ迅速に行動できるようにするため、避難誘導、身の安全確保、集団行動等について訓練する。

(7) 病院・福祉施設における防災訓練

施設収容者の人命を保護するため、初期消火、避難誘導、応急救護、情報伝達等について訓練する。

(8) 孤立集落対応訓練

孤立した集落において適切な支援を実施できるよう、情報伝達、物資輸送方法等の支援体制について訓練する。

## 第24章 防災知識普及計画

【危機管理室、健康福祉部、教育委員会、関係部課、関係機関、学校】

市及び防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育を実施し、防災知識の普及・向上に努めるとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら地域住民に対して防災知識の普及、防災意識の啓発に努める。また、防災教育の普及、防災意識の啓発にあたっては、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いについても配慮した防災知識の普及に努める。さらに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

### 1 防災知識の普及

#### (1) 市民に対する防災知識の普及

##### ア 実施方法

住民の災害時における心得等、防災に関する知識の高揚を図るため、下記媒体等の利用により防災意識の普及に努める。

- (ア) 広報「はしもと」、市ホームページ、SNS の利用
- (イ) チラシ、パンフレット、ポスター、ハザードマップ等の配布
- (ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等の利用
- (エ) 講習会、研修会、出前講座、防災キャンプ等の開催
- (オ) その他

##### イ 普及すべき内容

防災知識の普及は、概ね次の事項を中心に徹底を図る。

- (ア) 防災気象に関する事項
  - (イ) 過去の主な被害事例
  - (ウ) 地域防災計画の概要
  - (エ) 災害予防の知識
  - (オ) 平常時の心得（準備）
    - a 食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレトーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ローリングストック）を行い1週間分程度とする〕
    - b 非常持ち出し品の準備
    - c 避難路、避難場所及び所要時間の把握
    - d 災害時の家族内の連絡体制の確保
    - e 避難に備え「いつ・何をするのか」を時系列に整理した「防災マイタイムライン」の作成
    - f 避難所運営の方法
    - g 要配慮者の所在把握
    - h 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
    - i 家庭動物との同行避難の方法や受け入れる避難所の場所、避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
    - j 正確な情報の入手方法（防災はしもとメール、橋本市公式LINE等）
    - k 自動車へのこまめな満タン給油

## (カ) 災害時の心得

- a 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
- b 災害情報等の取得方法
- c 停電時の処置
- d 避難場所安全レベルについての考え方
- e 避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」）の理解
- f 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- g 継続する地震活動への警戒（規模の大きな地震の連続発生の可能性等）

## 2 市職員に対する防災教育の推進

災害対策の成否は、防災関係機関職員の防災知識・心構えが重要な要素を成しているの  
で、あらゆる機会をとらえ、職員に対する防災教育の周知徹底を図る。

なお、地震災害時には、特に初期段階での対応が、その後の防災対策を円滑に進める上  
で極めて重要である。

このため、市は、市職員に対し、的確な防災活動を遂行するための専門教育等の研修機  
会の充実を図り、震災時における適切な判断力の養成に努める。

また、トリアージ、救助・救急活動などの災害時に必要な技能を有する専門家の育成に  
努めるものとする。

### (1) 研修の実施

市職員をはじめ、防災関係機関職員に対する防災意識及び防災知識の向上を図るた  
め、防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図る。

### (2) 研修のあらまし

市職員は、日常の業務を通じて、積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先  
して既に作成済みの「橋本市職員初動体制マニュアル（地震災害・風水害）」に基づい  
て活動を行うとともに、所管の事務分掌に係る「職員用活動要領（マニュアル）」を作  
成する責務を有している。

これらの活動の万全を期すため、次のとおり、研修会、講習会、講演会、実技取得  
演習を実施する。

#### ア 新規採用職員防災研修

新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目とし  
て、次の事項等について防災研修を行う。

- (ア) 災害活動の概要
- (イ) 防災関係職員としての心構え
- (ウ) 役割の分担
- (エ) 防災資機材等の取扱方法

#### イ 職場研修

災害時の担当職務が、平常時の担当職務と著しく異なる場合又は技術的な職務を  
担当する所属では、所属長は、定期的に実技修得演習を実施する。

実施の内容は、図上訓練の他、担当の応急業務により、実際的なケースを想定し、決定する。

ウ その他の研修、講習会

その他、必要に応じて、研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

### 3 学校等における防災教育の充実

児童生徒等の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、教職員や児童生徒等一人ひとりが、平常時からの備えや「自らの安全は、自ら守る」という心構えを持つ必要がある。

このため、救急時に、教職員が組織的かつ的確に対応できる体制の整備に努める。また、防災教育は、児童生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、学級活動又は総合的な学習の時間などを活用し、実施するよう努める。

#### (1) 学校等における防災対策

学校、その他文教関係施設における児童生徒等の保護安全のため、施設の保安管理や避難訓練の実施等に努める。

##### ア 学校における防災体制の確立

(ア) 災害発生時に備えて、講ずるべき措置についての検討を行う。

- a 緊急避難計画の策定
- b 災害時の活動体制の整備
- c その他必要な計画

(イ) 学校の立地条件等を考慮し、災害時における応急の教育計画を作成するとともに、児童生徒等の避難訓練及び災害時における登下校対策等の措置を講じておく。

(ウ) 国が実施する D-EST（児童生徒の学びの継続のための被災地学び支援派遣等枠組み）の構築に向け、教育委員会及び各学校は、必要に応じて、この取組みに協力する。

##### イ 文教施設の保全管理

文教施設の管理者は、常にその施設の保全管理に努める。

(ア) 職員等の分担・配置

施設の補強・補修等が、迅速かつ的確に実施できるように、職員の事務分担又は作業員の配置を定める。

(イ) 施設の点検整備

平常時から施設の点検・調査を実施し、危険箇所又は不備施設の早期発見に努め、補修・補強あるいは整備に当たる。

##### ウ 児童生徒等の安全確保

学校長は、常に災害時の児童生徒等の安全確保に努める。

(ア) 学校の立地条件等を考慮し、災害時における応急の教育計画を作成するとともに、児童生徒等の避難訓練及び災害時における登下校対策等の措置を講じておく。

- (イ) 気象状況等に注意し、次の事項に留意して、災害時における応急体制に備える。
- a 学校行事・会議・出張等の中止、延期
  - b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法
  - c 県及び市教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡方法の確認
  - d 時間外における所属職員の非常招集方法
- (2) 児童生徒等に対する教育
- 防災教育の内容は、次の事項を含むよう努めるものとする。なお、防災教育の実施にあたっては、「橋本市やさしい防災ハンドブック」を有効に活用する。
- ア 地震に関する基本的事項
  - イ 地震発生時の緊急行動
  - ウ 応急処置の方法
  - エ 幼児・児童生徒の下校（園）時等の安全確保方法
- (3) 児童生徒等に対する防災知識の普及
- 児童生徒等の発達段階や保育園・こども園等の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

## 第25章 自主防災組織整備計画

【危機管理室、経済推進部、消防本部、伊都消防組合消防本部、事業所】

大規模な震災が発生した場合には、防災関係機関の応急活動が遅れたり、阻害されたりすることが予測される。災害時の人命の安全確保、被害の防止・軽減を図るため、地域あるいは事業所等ごとに、市民による自主的な防災活動が実施されるよう、自主防災会等の育成強化に努める。また、要配慮者や女性の自主防災組織への参加促進に努める。

### 1 自主防災会の育成

#### ア 自主防災会の形成促進

火災・震災等の発生直後における消火活動、救助活動は、災害の拡大防止に非常に重要であり、地域住民による自主的な防災活動が重視される。

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動を組織化して自主防災会を形成し、その促進を図る。

\*自主防災組織一覧【資料編 P-56 参照】

#### イ 自主防災会の活動

自主防災会の活動は、概ね次のとおりとする。

##### (ア) 平常時の活動

- a 「自分達のまちは、自分達で守る」意識の高揚
- b 防災知識・技術の習得
- c 地域住民に対する防災知識・技術の普及活動（パンフレット及びポスターの作成、座談会、講習会等）
- d 近隣の高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者との所在把握、交流
- e 市の行う防災活動への参加・協力
- f 地域住民の行う防災活動への参加・協力及び指導
- g 防災訓練の実施又は参加
- h 火気使用設備器具等の点検
- i 防災用資機材の備蓄・整備・点検
- j 発災時の具体的な役割と活動指針の準備
- k 地域内の危険箇所の把握
- l 自主防災会相互間の連携
- m 他のボランティア組織、区・自治会、消防団及び関係団体の相互間の連携
- n 防災に関する調査、研究
- o 自主防災計画（コミュニティタイム・ラインを含む）の作成
- p その他、必要なこと

##### (イ) 災害時の活動

- a 初期消火活動の実施
- b 要配慮者の安全確保
- c 避難誘導と情報提供
- d 負傷者の救護活動
- e ライフライン被害状況の確認と報告
- f 防災用資機材の活用

- g 被災状況の把握と記録
- h 避難所の設営及び運営支援
- i 近隣自治会、防災関係団体との連携
- j 二次災害の防止
- k 情報の収集・提供
- l その他、必要な活動

#### ウ 自主防災会の育成

##### (ア) 自主防災会の基本原則

自主防災会は、あくまでも地域住民が連帯協調して災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域の実情に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則として、地域住民の理解と協力を得ながら、効率的に推進する。

##### (イ) 指導・育成

- a 住民の防災意識の高揚を図り、併せて自主防災会の必要性を啓発する。
- b 適正組織規模、日常生活圏等を勘案して自主防災会の形成を図る。
- c 自主防災計画の作成及び自主防災会の運営について、指導・助言を行う。
- d 防災士・避難生活支援リーダー・サポーターの研修・育成、データベース化を行う。
- e コミュニティ防災用資機材等の整備を図る。

##### (ウ) 既存組織の活用

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合、新しい自主防災会へ発展していくよう、積極的に指導する。

## 2 事業所等の自主的な防災組織の育成

### (1) 方針

被害の防止と軽減を図るため、不特定多数が利用する施設等における自主的な防災組織の編成を促進する。

### (2) 対象施設

- ア 中高層建築物、劇場、百貨店、宿泊施設、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、劇毒物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等において、自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的な施設
- エ 同一施設内に複数事業所が同居する雑居ビル等で、自主的な防災組織を設置することが必要な施設

### (3) 組織の設置

事業所の規模又は形態により、その実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定する。

### (4) 自主防災計画の策定

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して策定する。

## 第26章 災害時救急医療体制確保計画

【健康福祉部、消防本部、市民病院、伊都消防組合消防本部、関係機関】

市は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備、隊員・市民の指導育成に努めるとともに、災害時の初動医療体制の充実、医薬品の確保に努める。

災害時の医療・救護活動を円滑に実施するため、災害拠点病院である市民病院を中心拠点に、伊都医師会や関係機関の協力を得て、集団救急事故等における救急、救護体制の充実、強化を図るものとする。

### 1 救急救助体制の整備

災害時における負傷者等の救急救助活動に万全を期すため、消防本部における救急救助体制の整備を図るとともに、医師会、医療機関及び市民の協力のもと、集団救急体制を確立する。

#### (1) 救急救助体制の整備

##### ア 救急救助体制の整備

消防本部においては、災害時に重複するおそれのある救急救助要請に対応するため、救急救助体制の充実強化に努める。

##### イ 救急防災資機材

救急防災資機材の備蓄を推進するとともに、救急指定病院等との連携のもとに、救急救助活動が実施できるよう、必要な体制の整備を図る。

##### ウ 救急医療情報通信体制の整備

消防本部、救急指定病院・医師会等の相互の情報通信機能を確保し、空きベッド数等の医療情報を常時把握できるよう、体制を整備する。

##### エ 要配慮者に対する救急救助体制の整備

要配慮者の災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、区・自治会、ボランティア、自主防災組織等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者に対する救急救助体制の整備に努める。

##### オ 消防団の救急救助活動能力向上の推進

消防本部は、消防団に対して、救急救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進し、活動能力の向上に努める。

##### カ 防災資機材等の配備

災害時において迅速な救出体制の確立を図るため、自主防災会等の活動拠点に防災資機材等の配備を推進する。

#### (2) 集団救急体制の整備

##### ア 医師会・医療機関による救急体制の整備

##### (ア) 災害時の救護活動に対する協力体制の確立

災害時の医療・助産活動を担う市内の医師、歯科医師、看護師等の医療関係者については、伊都医師会、伊都歯科医師会を窓口として、災害時における協力体制についての協定を結ぶことを推進する。

## (イ) 救護体制の整備

大災害が発生した場合には、医療機関そのものが被災して、医療機能が縮小するとともに、多数の傷病者が集中して対応しきれないおそれがあるため、あらかじめ医師会、日本赤十字社及び医療関係機関の協力を要請し、救護体制の確立に努める。

## (ウ) 救護所の設置

災害の状況に応じた救護所の設置について、検討しておく。

医師会及び医療機関と連携し、救護所を設置する体制の整備を図る。

災害時における救護所等の開設について、協定の中で明確にする。

## (エ) 協力の要請

大災害が発生し、市、医師会、医療機関等によっても対応できない場合は、和歌山県、近隣市町村等に協力を要請する。

## (オ) 医療防災資機材等の備蓄

災害発生後、緊急を要する医療防災資機材等については、備蓄を推進する。

また、関係機関や関連業者との協力により、医療防災資機材の調達を図る。

## イ 市民による救急体制の整備

大災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに超える事態も予想される。このため、このような場合に備え、市民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当てを可能な限り行うことのできる体制づくりを進めるものとし、下記の事項について検討する。

## (ア) 応急手当の方法等救急知識の普及啓発

## (イ) 市民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

## (ウ) 傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

## 2 応急医療体制の整備

災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、基幹病院となる市民病院の施設の充実、救急医療体制の充実を図るとともに、医師会の協力を得て、救護所開設等の体制づくりを進める。

## (1) 初動医療活動体制の確立

## ア 災害医療活動体制の整備

災害時に備え、医療担当部局は、医師会等の医療関係機関と連携し、災害医療活動体制の整備を図る。

## イ 災害医療情報システムの整備

災害時にも活用できる救急医療情報システムを構築し、迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制の充実を図る。

## ウ 災害医療知識の普及

災害による多くの負傷者の発生を想定した教育・訓練等を通じ、トリアージ（負傷者選別）の実施や応急救護所の設置要領等の災害医療に関する知識の普及を図る。

## (2) 市民病院の充実・整備

災害時に拠点病院となる市民病院については、救急医療のための施設・設備、体制等の充実を図る。また、救急医療に関する総合的なシステムの整備を消防本部・伊都消防組合消防本部等と一体となって推進する。

災害時における医薬品の備蓄に努め、迅速に対応できるようにする。

災害時における防災活動を迅速かつ適切に行えるように職員の防災教育・防災訓練等を行う。

## (3) 施設の耐震化

病院施設（建物、医薬品・医療防災資機材用の棚、給水タンク、非常用電源等）の耐震化を図り、災害時における医療活動実施体制の維持に努める。

## (4) 後方医療体制の整備

医療機関に後方医療活動を要請できる体制の整備に努めるとともに、市域外又は県外の医療機関の協力をあらかじめ依頼し、広域後方医療活動体制の整備に努める。併せて、広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した移送手段について、関係者と協議を行う。

## (5) 医薬品等の確保

ア 市（県）内の卸業者において、一定量の在庫を常に確保してもらうよう協力を要請する流通備蓄方式により、災害時に備えておくべき医薬品等を確保する。また、医療関係機関に対しても協力を要請する。

イ 被災後3日間とそれ以降では、必要な医薬品等の需要が異なってくるため、その状況に即した医薬品等の供給体制を図る。

ウ 医療に必要な医薬品、医療衛生防災資機材等の備蓄拡充を図るとともに、災害時に備えておくべき医薬品等についても流通備蓄方式により備蓄拡充に努める。

エ 医薬品等の確保については、市内の薬剤師会と協定を結ぶことを推進する。

## (6) 救急告示医療機関

\*救急告示医療機関【資料編 P-28 参照】

## 第27章 避難行動要支援者対策計画

【危機管理室、健康福祉部、建設部、企業誘致室、シティプロモーション課、消防本部、市民病院、社会福祉協議会、関係機関】

市は、高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。円滑かつ迅速な避難支援を行うために、避難行動要支援者登録制度を活用し、避難行動要支援者名簿、個別避難計画を作成する。

また、市計画においてその名称及び所在地が定められた要配慮者施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（避難確保計画）を作成する。作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

市は、要配慮者施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

災害は突発的に起きるため、精神的に動揺することが考えられるので、避難行動要支援者に対する配慮は極めて重要である。

### 1 福祉のまちづくりの推進

市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。あわせて、公共施設の整備・改善を推進し、高齢者や障がい者の積極的な社会参加の促進と地域住民相互間のコミュニティ強化等、誰もが住みよいバリアフリーのまちづくりの推進を図る。

また、民間の施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備に併せた防災環境の整備促進を図る。

### 2 社会福祉施設等における対策

#### (1) 防災マニュアルの策定

災害時の職員の事務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。

#### (2) 防災訓練の実施

本計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

#### (3) 施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃から安全点検を行う。

#### (4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者及び通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。

このため、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には、地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

#### (5) 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の確認や整備を行う。

### 3 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者登録制度に基づき、一人で避難することが困難な避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画を作成するとともに、個別避難計画の実行性を確保する観点から多様な主体の協力を得ながら、平常時の見守り等のほか、災害時の安否確認や避難誘導・避難支援を迅速に行える体制を整備する。また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、クラウド型被災者支援システム等を活用するほか、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を積極的に活用する。

#### (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

高齢者や障がい者等のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援が必要な者で、生活の基盤が自宅にあり、以下の要件にあたる者。

ア 65歳以上の一人暮らし高齢者

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において要介護3以上の判定を受けている者

ウ 認知症の者で、前号の規定する要介護認定において要介護1以上の判定を受けている者

エ 高齢者世帯で、一人が2号で規定する要介護認定において要介護1以上の判定を受けている者

オ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する肢体不自由、視覚障がい及び聴覚障がいを有する者

カ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちAの判定を受けた者

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障がい者福祉手帳1級（重度）の交付を受けている者

ク 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児

ケ 来日してからの期間が短い研修生等、日本語に不慣れな在住外国人

コ 前各号に準じる状態にある者で市長が必要と認める者

## (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する情報と入手方法

名簿に掲載する情報は次のとおりとする。

- ア 氏名
  - イ 生年月日
  - ウ 性別
  - エ 住所又は居所
  - オ 電話番号その他連絡先
  - カ 避難支援等を必要とする事由
  - キ 上記以外で避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 名簿作成に必要な情報は、市関係部局で把握している情報を集約するように努める。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に情報提供を求める。

## (3) 避難行動要支援者名簿情報の提供先

消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災会、NPO、その他避難支援等の実施に関わる者（以下「避難支援等関係者」とする。）に対して、名簿情報を提供する。

## (4) 避難行動要支援者名簿等の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、定期的に名簿を更新し、名簿情報を最新の状態に保つように努める。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

個別避難計画についても、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

## (5) 名簿情報の提供及び漏えい防止

名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることとし、同意が得られない場合は、事前に名簿情報を外部提供しないものとする。

名簿情報を外部に提供する際には、適正な情報管理が図られるよう、避難支援等関係者に対し、守秘義務が課せられていることを説明し、名簿の利用・管理・保管方法等について指導するなど、適切な措置を講ずる。

現に災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供できることとする。

## (6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

## (7) 障がいの種類・程度に応じた支援体制等の整備

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災に関する情報等を迅速かつ確実に取得し、また緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、体制や仕組みの整備、設備等の設置の推進等に努めるものとする。

## (8) その他

ここに記載のあることのほか、避難行動要支援者対策については、「橋本市災害時要  
援護者（要配慮者）避難支援プラン全体計画」に定めるものとする。

## 4 避難対策

避難所において高齢者、障がい者等の要配慮者の生活に支障がないよう、補助設備の整備に努めるとともに、避難所生活が困難な在宅の要配慮者を社会福祉施設等へ移送する体制についても整備に努める。

## (1) 避難所等の整備

- ア 避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保、段差の解消に努める。
- イ 避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行うボランティア等の派遣ができるよう、平常時から、橋本市社会福祉協議会等との連携による体制整備に努める。  
\* 指定避難場所【資料編 P-8参照】
- ウ 避難所への誘導標識等に、外国語や絵による標示、光や振動又は音や点字情報を付け加えるなど、誘導標識の整備を推進する。

## (2) 移送体制の整備

- ア 受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。
- イ 災害時の受入れについて、協力を依頼する。

## (3) 支援体制の整備

避難所への専門職（医師、保健師、看護師、カウンセラー、手話通訳、要約筆記者、介護福祉士等）の派遣体制の整備について、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

## 5 外国人等への対策

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が考えられるので、これらの人々に対して、要配慮者として安心して行動できるような環境づくりに努める。

## (1) 防災情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の作成配布に努める。また、在住外国人や外国人を雇用する企業、外国人生徒が通う学校等に対して、災害予防対策に関する情報発信（多言語化した防災はしもとメールの活用など）を行う。

## (2) 外国人等が自分で行動できる条件の整備

外国人については、言葉の壁の問題が大きいため、広報活動等において英語等の併記に努める。また、道路標示、避難場所表示等もローマ字併記やピクトグラムの利用を検討していく。

## (3) 地域社会との連携

- ア 地域での支援体制づくりに努める。
- イ 避難所等に通訳を行うボランティア等の派遣ができるよう、平常時から橋本市社会福祉協議会等との連携による体制整備に努める。

## 6 その他の要配慮者に対する防災対策

乳幼児、身体障がい者・児、知的障がい者・児、精神障がい者・児、病人、難病等の患者・児、高齢者、妊産婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ的確な行動をとることが困難な人々（以下「要配慮者」という。）の安全確保を図る。

要配慮者に対する防災対策として、次の対策を講じる。

- ア 地域内の要配慮者の存在の把握に努める。また、地域住民に近隣に住む要配慮者の存在を適切に知らせる。（個人情報には十分配慮すること。）
- イ 自主防災会において、要配慮者のための支援体制の確立に努める。
- ウ 防災知識の普及や避難情報等の提供に努める。
- エ 情報提供手段（緊急通報装置、FAX 網の整備等）の確保に努める。
- オ 避難訓練等に際し、要配慮者の参加を推進する。
- カ 避難所開設に際し、要配慮者のための避難所の確保に努める。また、社会福祉施設においても、被災者の受入れと水・食糧その他の物資や障がい者用機器等の備蓄に努める。
- キ 緊急時での人工透析患者、難病患者等在宅医療や薬品を必要とする人への処方や呼吸用酸素等の確保方法について、関係機関等とあらかじめ協議しておくものとする。
- ク 近隣市町村等と要配慮者の受入れに関する協力体制の確立に努める。
- ケ 災害発生時の安否確認や救出のため、関係団体や防災機関、日本赤十字社等とあらかじめ協議しておくものとする。
- コ 要配慮者が避難の支援を受け入れやすくするため、装備品の整備に努める。
- サ 土砂災害（特別）警戒区域に係る福祉（要配慮者関係）施設に災害情報を提供するため、防災行政無線（戸別受信機）の設置を行う。
- シ 宿泊施設、観光施設等においては、外国語を併記した防災パンフレット等の配付に努めるとともに、従業員等の防災教育を推進する。また、災害時には緊急放送を行うものとし、併せて外国語でも緊急放送を行うよう指導する。

## 第28章 ボランティア活動環境整備計画

【危機管理室、健康福祉部、地域振興室、社会福祉協議会】

大規模な地震災害が発生した場合には、市職員及び防災関係機関のみで対処するのは、困難になることが予想される。特に、中央構造線断層帯地震や南海トラフ地震発生時には、多くの支援申入れが予想され、災害ボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資運送、建築物の危険度判定など、幅広い分野での協力が必要となる。

このような事態に備え、災害ボランティアが被災者等のニーズに応じて円滑に活動できるよう、市は、社会福祉協議会やその他のボランティア活動推進機関等と連携し、災害ボランティアに関する啓発や必要な環境整備等の検討を行う。

### 1 災害ボランティアの活動環境の整備

#### (1) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

災害ボランティアネットワーク、社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティアの受け入れ体制を整備する。

#### (2) 災害ボランティアの活動環境の整備

住民に対し災害ボランティア活動の意義について啓発を進めるほか、ボランティア保険の加入促進など活動環境を整備する。

#### (3) 災害ボランティアコーディネーター等の養成

災害時のボランティアの需給調整、活動調整及び関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターの養成を推進する。

### 2 ボランティアとの連携

ボランティアとの連携を図るため、次の事項を推進する。

ア 市内の社会教育、社会福祉等に関わるボランティア団体を把握するとともに、組織の拡大・充実を支援する。

イ 社会福祉協議会の災害ボランティア登録制度を活用し、ボランティアの提供可能な技能等の登録、特に専門技能の登録を推進する。

ウ 平常時の防災活動に関する協力依頼は、ボランティア組織を通じて行う。また、個人ボランティアには、広報等により、随時依頼を行う。

エ ボランティア団体に対し、災害時におけるボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、パンフレットの配布等による防災教育を推進する。

オ 防災訓練への参加を依頼する。

カ 各ボランティア団体の育成及び相互の連携を図るため、ボランティアリーダー及びボランティアコーディネーターの育成に努める。

キ 発災時の対応として、市域のボランティアにボランティアコーナーの運営を依頼し、他市町村等のボランティアが市域での奉仕活動を行う際の支援をあらかじめ依頼するよう努める。

ク ボランティア組織間の相互連携のほか、消防団、自主防災会及び区・自治会等関係団体との相互連携を図る。

### 3 発災時のためのボランティア協力

#### (1) 一般ボランティアによる協力

災害発生時には、次の事項につき協力依頼することになるため、社会福祉協議会等と連携して、機会あるごとにその内容を含め、周知に努める。

市内のボランティア団体については、それぞれの団体と災害時における活動について、活動内容等を相互に確認する。また、未組織ボランティアについては、ボランティア団体を窓口として活動するように、ボランティア団体と協議する。

- ア 自主防災会、区・自治会、ボランティア組織、消防団及び関係団体の相互間の区域分担、役割分担の調整
- イ 災害・被害情報の収集・整理・伝達の協力
- ウ 出火防止、初期消火活動の協力
- エ 救急・救助・救出活動、遺体の捜索等の協力
- オ ボランティアコーナーの支援又は運営の協力
- カ 避難所の開設と運営の協力
- キ 給水・給食、生活必需品の配付及び救援物資集配拠点活動等の協力
- ク 安否情報、生活情報等の収集・伝達の協力
- ケ その他の応急復旧作業等の協力

#### (2) 専門ボランティアによる協力

災害発生時には、次に掲げる技能者につき協力依頼することとなるため、平常時から社会福祉協議会等と連携して、機会あるごとに、災害時における協力内容、留意事項等について、理解を求めておくものとする。また、市に窓口を設置し、支援活動を推進できるような体制をとる。

- ア 建築物の応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士
- イ 土木・建築技術者
- ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
- エ ヘルパー、介護福祉士、理学療法士、作業療法士
- オ 教師・保育士及びカウンセラー
- カ 通訳（外国語、手話等）
- キ 無線技士及び各種機器の修理技術者
- ク 自動車・重機の運転士
- ケ その他

## (3) 和歌山県に登録した防災ボランティアの協力要請

防災ボランティアを必要とする災害が発生した場合は、和歌山県防災ボランティア登録制度要綱第8条に基づき、県本部あてに、次の事項を示して、協力要請するものとする。

## ア 要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 従事場所
- (ウ) 作業内容（ボランティアの分野等）
- (エ) 人員
- (オ) 従事期間
- (カ) 集合場所
- (キ) その他、参考事項

## イ 要請に係るボランティアの分野

## 4 関係機関との連携・協力体制の構築

市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進するものとする。

また、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。さらに、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

## 第29章 企業防災の促進に関する計画

【危機管理室、企業誘致室、産業振興課】

### 1 計画方針

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、橋本商工会議所及び高野口町商工会等と連携し、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画の策定支援に努める。また、計画実行への取組を通じて、企業のトップから一般職員に至るまでの職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。さらに、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動等を実施し、企業が実効性のある防災体制の整備等を行うよう働きかける。

### 2 事業計画

企業が、防災・減災の事前対策として「事業継続力強化計画」の策定、さらには実効性のある防災体制の整備として「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、橋本商工会議所及び高野口町商工会等を通じて普及・啓発を実施する。また、企業が災害時における役割を十分に認識し、防災活動の推進を図るよう働きかける。

また、市は、市民協働による災害に強いまちづくりを目指すべく、橋本市防災協力事業所としての登録を働きかける。

## 第30章 廃棄物処理にかかる防災体制の整備

【生活環境課、環境美化センター】

市は、関係機関の協力のもと、災害によって発生するごみ及びし尿の迅速かつ適切な収集・処理のため、災害廃棄物処理計画に基づき、事前にごみ・し尿の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化と人心の安定を図る。

なお、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

### 1 ごみ処理体制の整備

災害後に市民から多数寄せられるごみ処理要請に的確かつ効率良く対処するため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

### 2 し尿処理体制の整備

災害により下水道施設の機能が停止した場合や、避難所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

- ア 災害時用仮設トイレの設置
- イ 資機材の整備
- ウ 搬送体制の確立
- エ 処理方法の検討

### 3 処理施設の整備等

災害により、生活基盤を支える重要なライフライン施設の一つである一般廃棄物処理施設の円滑な稼働が損なわれることのないよう、平常時から施設の点検整備と耐震化等、施設保護のための周辺整備に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水時の被害により、施設が稼働不能となった場合の代替設備の確保に努める。

### 4 災害時の相互協力体制

市は、廃棄物処理、し尿処理に係る民間の委託業者・許可業者等に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう、協力体制の整備に努めるとともに、近隣の市町間との応援協定等の締結等、相互支援体制の整備に努める。

### 5 廃棄物仮置き場等の配置計画

市は、交通事情、地域毎の廃棄物発生量、安全性、収集効率等を考慮し、平常時から仮置き場の候補地の選定、中間処理基地の確保等、緊急処理のための配置計画を検討する。

- \*し尿、ごみ処理施設 【資料編 P-29 参照】
- \*ごみ処理収集車 【資料編 P-29 参照】
- \*橋本市し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者一覧 【資料編 P-29 参照】
- \*橋本市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者一覧 【資料編 P-29 参照】

## 6 被災家屋等の解体・撤去

被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、市が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することも想定し、発災時に速やかに対応できる体制を準備する。

## 7 周知・啓発

市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。

## 第31章 総合的防災体制の確立

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、市と関係機関は、それぞれの組織動員体制及び装備・防災用資機材の整備を図るとともに、防災活動を行うための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じた相互の連携強化、他市町村との相互応援体制の整備などを行う等、総合的な防災体制の確立に努める。

### 第1節 防災体制の整備 【危機管理室、関係部課、関係機関】

#### 1 組織の整備と事務分掌

災害応急対策活動を効率的に運用するため、初動体制の組織整備を行うとともに、市の組織、平常業務との関係を十分考慮し、災害対策本部の組織及び事務分掌について毎年検討を加え、必要がある場合は修正する。

#### 2 組織（各班）行動計画の具体化の推進

各所属において、各所属の防災対策に関する所掌事務に係わる「橋本市職員初動体制マニュアル」等の具体的計画をあらかじめ作成し、関係所属や関係機関との調整に努める。

#### 3 専門委員会・部会等の設置

「橋本市防災会議」を通じて、専門委員の配置や部会の設置、関係者からの意見聴取、各班務としての災害予防対策の検討会議の開催を積極的に行い、平常時からの取組みとしていく。特に、次の事項について検討を進めていく。

- ア 職員動員配備計画
- イ 応援要請・受け入れ計画
- ウ 情報の収集・伝達計画
- エ 避難・収容計画
- オ 集団医療・救護計画
- カ 輸送確保計画
- キ 物資等の備蓄・調達計画
- ク 要配慮者対策計画
- ケ 災害ボランティア活動計画
- コ ライフラインの確保に関する計画と関係会議の開催
- サ その他、災害対策上の有効な手段の確保

#### 4 防災関係機関の組織整備・改善への働きかけ

市は、震災対策の円滑な整備・推進と防災施設等の効率的な設置・運用を図るため、防災関係機関との綿密な連携を図り、必要に応じて、防災関係機関の防災体制について整備・改善等を積極的に働きかける。

## 5 初動体制の強化

市における災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、通常交通機関の利用ができない事情等の可能性を勘案して計画する。また、勤務時間外に大規模な地震が発生した場合においても、応急対策が早期に実施できる初動体制の強化に努めておく。

## 6 地域防災力の向上

広域かつ甚大な被害が予想される中央構造線断層帯地震や南海トラフ地震に対処するためには、市民、企業、自主防災会、NPO等の地域防災体制強化への主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が不可欠であり、防災関係機関との連携の下、地域が一体となって自らの地域の防災を考え、防災力の向上に向けた対策を実施する必要がある。

したがって、総合的な地域防災力の向上に向けて、次の対策を講じるよう努めるものとする。

- ア 防災教育の充実
- イ 防災活動リーダーの育成
- ウ 消防団（水防団）、自主防災会の充実
- エ 災害ボランティア、NPO等の相互連携協力体制の確立
- オ 企業の防災活動活性化のためのマニュアルや資料集の充実
- カ 幼児や児童生徒、高齢者等の要配慮者や外国人に対する十分な情報提供

## 7 避難誘導體制の充実

市は、地域特性及び要配慮者の誘導に配慮した避難誘導體制の充実を図るとともに、さらに、学校、病院、社会福祉施設等における避難体制の充実に努める。

## 第2節 防災資機材等の整備点検

【危機管理室、建設部、総務部、消防本部】

災害応急対策に必要な備蓄資機材は、有事の際にその機能を有効に発揮できるように、点検整備を実施する。また、新たな防災用資機材庫の設置や避難施設への防災に関連する資機材等を配備する。

### 1 資機材の点検・補充

各保管責任者は、防災用に備蓄した資機材を毎年定期的に点検し、使用に際しその機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については、逐次補充を行う。

### 2 消防用施設の整備・拡充

大規模災害時における消火及び救助等の機能向上のため、各種消防自動車や救助資機材、防火水槽等の消防用施設について整備・拡充を図る。

### 3 防災資機材の整備と調達

防災用資機材等の整備品目は、次のとおりとし、緊急時における調達方法について検討する。また、災害発生時には、建築物・構造物の倒壊や破損が予測されるので、この対応について検討する。

\*災害対策用備蓄品一覧表【資料編 P-13 参照】

### 4 緊急輸送体制の整備

#### (1) 車両の確保

- ア 基本法第76条第1項の定めによる緊急通行車両の事前届出を行う。
- イ 市有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。
- ウ 緊急時において、業者等から車両の提供を受けることにつき、事前に協議等を行い、車両の確保に努める。
- エ 道路・橋梁の被害が著しい場合を想定し、バイク及び自転車の整備を図る。

#### (2) 輸送拠点の指定等

- ア 物資の受入れ、保管配送のための予定地を検討し、指定する。
- イ 緊急輸送の車両のための拠点を検討し、指定に努める。
- ウ 配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。
- エ 輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を検討する。
- オ 輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

### (3) 緊急通行車両等の事前届出制度

基本法第76条第1項に基づく通行規制が実施された場合、市計画に基づき、災害応急対策を実施するため、緊急通行車両として使用する計画がある車両については、あらかじめ緊急通行車両の事前届出の申請をすることができる。

事前届出の車両は、次のとおりとし、事前届出先は、当該車両の本拠の位置を管轄する警察署長を経由し、公安委員会に申請するものとする。

ア 基本法施行令第32条の2第2項に規定する災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するために運転中の車両

イ 警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の想定に基づき、地震対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県、又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として、同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

\*緊急通行車両確認申出書【資料編 P-97 参照】

\*緊急通行車両確認証明書【資料編 P-98 参照】

## 第3節 受援・応援体制の整備

【危機管理室、職員課、県危機管理部（防災企画課）、関係部課、関係機関】

### 1 広域応援体制の確立

大規模災害発生時は、市のみならず、近隣府県、市町村が連携して、災害応急対策にあたる必要がある。そのため、国、県、市をはじめ、防災関係機関・団体等の縦横の連携体制を一層強化することとする。また、適切な災害応急活動を実施するため、高度な専門性を有する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）アドバイザーや TEC-FORCE パートナー、リエゾン（県情報連絡員）等と一体となって、官民で連携して活動する体制の整備に努める。

- ア 他市との相互応援協定
- イ 応援部隊の受け入れ体制の整備
- ウ 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備
- エ 物資配送体制の整備
- オ 応援職員派遣体制の整備（本市から他市へ応援職員を派遣する際の人選、応援職員の円滑な活動に資する資機材や装備品等の整備等）

### 2 相互応援体制の充実・強化

本市の広域圏行政は、橋本周辺広域市町村圏として活動しており、圏域内の市町村と災害時の相互応援に関する協定等の締結を図る。

また、隣接する大阪府河内長野市、奈良県五條市の府県境を越えた3市による災害時における相互応援協定を締結している。

さらに、中遠距離地域との相互応援体制として、市町村広域災害ネットワーク協定、三重県名張市及び滋賀県野洲市と相互応援協定を締結しており、相互間の連携等の推進を図る。

\*自治体協定【資料編 P-63 参照】

### 3 自衛隊との連携強化

平常時から災害時における応援内容、方法等の協議を行うとともに、総合防災訓練への参加を通じて連携を深める。

### 4 市内郵便局との相互協力

災害時において、相互に協力し、必要な対策を円滑に行うために、橋本市内の郵便局との間に相互協力に関する覚書を平成25年1月23日に締結している。

\*災害時における橋本市と橋本市内郵便局との相互協力に関する協定書  
【資料編 P-64 参照】

### 5 関係諸団体との協定締結の推進

災害時において、必要な食糧品・日用品等の調達・確保、医薬品及び医療活動の確保、建設資機材及び建設活動の確保、運輸資機材及び輸送業務の確保等、防災対策に必要な事項について、関係業者との協定締結を推進する。

\*災害時における物品の供給協定に関する協定書 【資料編 P-65 参照】

## 6 消防協定

消防の相互応援協定は、和歌山県下消防広域相互応援協定（県下市町村、消防組合）、阪和林野火災消防相互応援協定（和歌山市、橋本市ほか16市町、消防組合）、橋本市伊都郡消防相互応援協定（橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、伊都消防組合）、大阪府河内長野市、橋本市、奈良県五條市相互応援協定、橋本市・奈良県広域消防組合消防相互応援協定（橋本市、奈良県広域消防組合）、和歌山県防災ヘリコプター応援協定（和歌山県、県下市町村、消防組合）が締結されている。

また、全国レベルでの広域緊急体制の充実強化を図るため、法定化された緊急消防援助隊、さらにブロックレベルでは、近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定、紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定が締結されている。

\*和歌山県防災ヘリコプター応援協定【資料編 P-63 参照】

## 第4節 防災調査の実施

【危機管理室、建設部、経済推進部、消防本部、関係機関】

災害の予防対策をはじめ、応急対策・復旧対策等の防災対策をより実践的・効果的なものとするために、市域に関する災害の危険性を調査把握するとともに、広く災害及び防災に関する情報を収集するなど防災調査・研究の推進を図る。

### 1 その他の防災調査・研究

#### (1) 防災関係機関との情報交換

国、都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設における地域防災計画に関わる情報については連絡を密にし、防災計画や関係する調査研究について情報交換をするよう努める。

#### (2) 防災に関する刊行物の収集整理

防災に関する学術及び一般刊行物の収集整理に努める。

#### (3) 防災関係資料の収集保存

本市における災害状況等の防災関係資料は、今後の参考データとして収集・保存に努める。

#### (4) 調査研究等

ア 本市の防災上問題となる事項については、今後とも調査技術の進展を踏まえつつ、詳細アセスメント等の専門的な調査研究を実施するよう努める。

イ 地域の変貌を考慮し、防災カルテや防災マップ等の防災基礎資料の充実を図り、定期的に見直しを行う。

ウ 震災に係わる基礎的なものとして、地形、地質（構造）、地盤、中央構造線断層帯を含む想定地震の規模と被害想定について、より詳細な調査研究の継続的な実施に努める。

エ 市は、県に対して、浸水想定区域のある対象河川の詳細な調査や中央構造線の断層帯地による地震の詳細な調査を求める。

オ 技術進歩のめざましい情報通信分野の新技术を、防災行政への積極的な活用を図る。

#### カ 防災意識調査

住民等の災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

キ 南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は、一般的な地震によるそれと比較して、長周期成分を多く含んだものとなっている。そのため、市は、国、県、えが、連携して実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究に協力するものとする。

## 2 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣するもので、令和3年5月の災害対策基本法の改正により地方公共団体等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とされた。

これにより、総務省は、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。

市は、災害マネジメントについて支援が必要な場合は、当該制度を活用し、県を通じて、総務省等で構成する「応援職員確保調整本部」に対し、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成する「総括支援チーム」の派遣を要請することができる。

このため、市は、防災訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。